

令和3年度 北河内地域水防災連絡協議会 (書面開催)

議 事 内 容

1. 【報告事項】 行政 WG (令和2年11月、令和3年4月)の結果について…【資料1】
2. 【議案事項】 規約の改正について……………【資料2】
3. 【報告事項】 北河内地域の防災・減災に係る取組の進捗状況について……………【資料3】
4. 【報告事項】 ①河川砂防施設の整備及び維持管理等について……………【資料4】
令和3年度事業予定箇所
②想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール……………【資料5】
③要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進について……………【資料6】
④おおさかタイムライン防災プロジェクト……………【資料7】
コミュニティタイムラインの展開について
⑤流域治水プロジェクトについて……………【資料8】
⑥時期協議会に向けた今年度のスケジュールについて……………【資料9】
⑦防災・減災に関する取組紹介……………【資料10】
5. 【報告事項】 令和3年度 大阪府水防計画の改正について……………【資料11】
6. 【情報提供】 (1) 災害対策基本法の一部改正について……………【資料12】
(2) 防災気象情報の伝え方の改善策と取組……………【資料13】

【報告事項】 行政 WG の結果

令和2年度 第1回北河内水防災連絡協議会 行政ワーキング準備会

日時：令和2年11月24日（火）

場所：北河内府民センタービル 大会議室

（議事概要）

- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の上半期の進捗状況について、事務局から資料を説明し、構成員による意見交換を行った。
- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の項目である要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関し、大阪府河川室及び事務局より情報提供と作成促進への依頼を行うとともに、構成員による意見交換を行った。
- ・各地域におけるコミュニティ・タイムラインの作成促進を図るため、解説動画、様式ひな形や手引きなどを格納したDVDの作成について、府河川室より説明があった。
- ・府危機管理室より、令和2年台風第10号での国（国土交通省・気象庁）・県・報道機関など関係機関の動きをおさらいした上で、避難についての考え方等について説明があった。

令和3年度 第1回北河内水防災連絡協議会行政ワーキング

日時：令和3年4月28日（水）（書面開催）

（議事概要）

- ・規約の改正（組織改編、事務分掌の変更による協議会、行政WGの構成員名の修正）について事務局より資料提供し、各構成員の確認を受ける。
- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の進捗状況について事務局より資料提供し、各構成員の確認を受け、一部修正意見があった。
- ・令和3年度事業予定箇所、想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成スケジュール、要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進、おおさかタイムライン防災プロジェクト、流域治水プロジェクト、次期（令和4年度以降）水防災連絡協議会に向けた今年度のスケジュール、防災・減災に関する取組紹介について、事務局より資料提供し、各構成員の確認を受ける。
- ・令和3年度の大阪府水防計画の改正概要について、事務局より資料提供
- ・災害対策基本法の一部改正について、事務局より資料提供
- ・大阪管区气象台より、令和3年度の気象情報の改善について資料提供

北河内地域水防災連絡協議会規約（改正案）

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「北河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域における雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の

作成及び共有に関する事項

(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

この規約は、令和 3年5月19日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府守口保健所長
大阪府四條畷保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長
大東四條畷消防組合消防長
交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 次長
関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長
大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チーム マネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道局長
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長
京阪電気鉄道(株)工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
守口市環境下水道部長
守口市危機管理監
枚方市危機管理監
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道部長
寝屋川市危機管理部長 (危機管理監)
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市都市整備部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市環境水道部長
四條畷市危機統括監兼都市整備部長
交野市都市整備部長
交野市危機管理室長

(国関係)

淀川河川事務所 調査課長
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

組織改編等により別表1, 2を変更する

現行規約	改正案規約	備考
<p>(付 則) この規約は、平成 3年5月29日から実施する。 この規約は、平成 9年5月28日から実施する。 この規約は、平成12年5月30日から実施する。 この規約は、平成18年6月 6日から実施する。 この規約は、平成19年6月20日から実施する。 この規約は、平成20年6月25日から実施する。 この規約は、平成28年7月27日から実施する。 この規約は、平成30年2月28日から実施する。 この規約は、平成30年5月28日から実施する。 この規約は、令和 元年5月31日から実施する。 この規約は、令和 2年5月26日から実施する。</p>	<p>(付 則) この規約は、平成 3年5月29日から実施する。 この規約は、平成 9年5月28日から実施する。 この規約は、平成12年5月30日から実施する。 この規約は、平成18年6月 6日から実施する。 この規約は、平成19年6月20日から実施する。 この規約は、平成20年6月25日から実施する。 この規約は、平成28年7月27日から実施する。 この規約は、平成30年2月28日から実施する。 この規約は、平成30年5月28日から実施する。 この規約は、令和 元年5月31日から実施する。 この規約は、令和 2年5月26日から実施する。 <u>この規約は、令和 3年5月19日から実施する。</u></p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

組織改編等により別表1, 2を変更する

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表1)</p> <p>(自治体) 大阪府知事 大阪府枚方土木事務所長 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 北河内地域地域防災監 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府守口保健所長 大阪府四條畷保健所長 守口市長 枚方市長 寝屋川市長 大東市長 門真市長 四條畷市長 交野市長 枚方市保健所長 寝屋川市保健所長 枚方寝屋川消防組合消防長 守口市門真市消防組合消防長 大東四條畷消防組合消防長 交野市消防本部消防長</p> <p>(国関係) 淀川河川事務所長 大阪管区気象台長</p> <p>(水防事務組合) 淀川左岸水防事務組合 事務局長</p> <p>(警察機関) 大阪府枚方警察署長 大阪府交野警察署長 大阪府寝屋川警察署長 大阪府四條畷警察署長 大阪府門真警察署長 大阪府守口警察署長</p> <p>(占用事業者) 西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長 関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長 大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー 大阪広域水道企業団東部水道事業所長 枚方市上下水道事業管理者 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長 寝屋川市上下水道局長 大東市上下水道局長 守口市水道事業管理者</p> <p>(運輸事業者) 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長 京阪電気鉄道(株)工務部長</p>	<p>(別表1)</p> <p>(自治体) 大阪府知事 大阪府枚方土木事務所長 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 北河内地域地域防災監 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府守口保健所長 大阪府四條畷保健所長 守口市長 枚方市長 寝屋川市長 大東市長 門真市長 四條畷市長 交野市長 枚方市保健所長 寝屋川市保健所長 枚方寝屋川消防組合消防長 守口市門真市消防組合消防長 大東四條畷消防組合消防長 交野市消防本部消防長</p> <p>(国関係) 淀川河川事務所長 大阪管区気象台長</p> <p>(水防事務組合) 淀川左岸水防事務組合 事務局長</p> <p>(警察機関) 大阪府枚方警察署長 大阪府交野警察署長 大阪府寝屋川警察署長 大阪府四條畷警察署長 大阪府門真警察署長 大阪府守口警察署長</p> <p>(占用事業者) 西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 次長 関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長 大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チーム マネジャー 大阪広域水道企業団東部水道事業所長 枚方市上下水道事業管理者 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長 寝屋川市上下水道局長 大東市上下水道局長 守口市水道事業管理者</p> <p>(運輸事業者) 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長 京阪電気鉄道(株)工務部長</p>	<p></p> <p>• 事務分掌の変更</p> <p>• 事務分掌の変更</p>

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

組織改編等により別表1, 2を変更する

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(自治体関係)</p> <p>北河内地域地域防災監 大阪府枚方土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 守口市環境下水道部長 守口市危機管理監 枚方市危機管理監 枚方市土木部長 枚方市上下水道局上下水道事業部長 寝屋川市危機管理部長 (危機管理監) 寝屋川市上下水道局長 大東市危機管理監 大東市街づくり部長 門真市まちづくり部長 門真市総務部長 門真市環境水道部長 四條畷市危機統括監兼都市整備部長 交野市都市整備部長 交野市危機管理室長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所 地域防災調整官 大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>淀川左岸水防事務組合 総務課長</p> </div>	<p>(別表2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(自治体関係)</p> <p>北河内地域地域防災監 大阪府枚方土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 守口市環境下水道部長 守口市危機管理監 枚方市危機管理監 枚方市土木部長 枚方市上下水道局上下水道部長 寝屋川市危機管理部長 (危機管理監) 寝屋川市上下水道局長 大東市危機管理監 大東市都市整備部長 門真市まちづくり部長 門真市総務部長 門真市環境水道部長 四條畷市危機統括監兼都市整備部長 交野市都市整備部長 交野市危機管理室長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所 調査課長 大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>淀川左岸水防事務組合 総務課長</p> </div>	<p></p> <p>• 組織変更</p> <p>• 組織変更</p> <p>• 事務分掌の変更</p>

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項			
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。 	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン構築済み
	2	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
3	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済み。	関係5市と枚方土木事務所でホットライン構築済み
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 <ul style="list-style-type: none"> ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域（複数市に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。 	寝屋川流域の広域タイムラインを2018年8月に策定済み
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 <p>作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。</p>	避難勧告発令基準について検討
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。 	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川の避難勧告型タイムライン作成済み
		【多機関連携型タイムラインの作成】 <p>市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。</p>	大東市・守口市・交野市・門真市・枚方市・四條畷市にて作成済
		【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 <p>作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>	避難勧告の発令基準について作成済みもしくは見直し予定

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	タイムライン作成について今後検討
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難訓練等の実施について今後検討
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害タイムライン)【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。	関係5市と枚方土木事務所で土砂災害の避難勧告型タイムライン作成済み
		【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	交野市・枚方市・四條畷市で作成済
		【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難勧告の発令基準の見直し等を検討
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成する。	タイムライン作成について今後検討
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難訓練等の実施について今後検討
9	水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する。	想定最大降雨を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
10	ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する（洪水情報、土砂災害情報）。 ・2021年度までに水位、雨量情報をアルタイム化する（水防災情報システムの更新）。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する（土砂災害情報システムの更新）。 ・防災情報の用語や表現内容の見直す（国）。 ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映する。	水防災情報システムの更新作業に着手 （2021年運用開始予定） 2018年2月土砂災害情報システム更新済み
	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理		
	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供		
	避難計画作成の支援ツールの充実		
11	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施する。	防災講演会などの際に河川改修効果などを説明
12	隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	広域避難体制の構築に向けて勉強会を実施
13	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	対象施設の一部で避難確保計画書作成済。 対象施設へ支援を実施
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
14	浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）	・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。	寝屋川、恩智川、古川の浸想図を公表済（2019年3月） 船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の浸想図を公表済（2020年3月）

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
15	基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 調査は概ね5年に1度実施する。 	2巡目の基礎調査を実施中 4市で379箇所を実施
	水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成(更新)と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、その区域に位置する市は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。 協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成・周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」を周知する。 水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 市は浸水実績をハザードマップに反映させる。 市において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 	ハザードマップの更新、周知済み
16	水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	<p>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知する。 土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 市は土砂災害実績をハザードマップに反映させる。 市において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。 	土砂災害ハザードマップは、公表済み 国土交通省ハザードマップポータルサイトに登録済み
	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。	ビジュアルボードやハザードマップなどで住民等へ周知
17	水害記録の整理	過去の水害記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表する。	近年の水害記録をホームページやパネル等で公表
18			

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
19	災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を	淀川河川事務所と実施
20	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化する。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育を実施する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。 	出前講座や施設見学会を実施
21	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施する。 ・地域包括する。 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有する。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行う。 	
22	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。 	
23	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施する。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。 	北川、前川、藤田川、岡部川、谷田川、清滝川、鍋田川、たち川にて危機管理型水位計を設置済 (2019年3月)
24	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取組事例など様々な情報を共有できるページを作成する。	大阪府にて各市の取組状況をHPで公開

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
25	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）。	ハザードマップの作成推進中
26	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討する。	

(2) 的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

27	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。 	渇水期に管内府管理河川の巡視点検を実施
28	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	定期的な広報の実施
29	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。	定期的な風水害訓練等を実施し、職員の習熟を図る
30	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る。	今後、訓練や連携について検討

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

31	市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。 	災害医療協力病院等へ災害用非常電話等を配備。
32	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する。 	市庁舎へ太陽光発電設備等を整備、また、市庁舎で浸水時に災害機能を確保する取組を実施

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項			これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
具体的な取組			
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
33	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。 	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の浸水継続時間を作成、流域市町へ説明
34	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。 ・市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。 ・他事例を情報収集し、共有する。 	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の最大規模浸水想定区域図を公表、流域市へ提供
35	流域全体での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。 ・ため池の治水活用を推進する。 	室池、高宮新池などを活用した治水対策を実施
(運) 河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
36	堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。 	河川整備計画等に基づき、順次河川等の整備を推進。また、河川特性マップを各市と共有

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
37	本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	【2018年の緊急点検 河川砂防】 ・堤防強化対策等を整備 ・樹木、堆積土砂等の撤去（天野川、権現川、江蟬川、寝屋川など） ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備	2020年度讚良川、谷田川、傍示川等で堆積土砂撤去工事を実施。
38	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有する。 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。	河川改修事業に関して協議会で共有
39	重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援	3市で簡易版作成済み
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。 ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。 ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。	樋門、水門等の改修を推進する。また、計画に基づき、水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進
41	施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。	国や府域の活用事例を参考に活用方法を検討

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項			これまでの進捗状況 (2020年度末時点)
具体的な取組			
(5) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業を周知する。	防災・安全交付金の効果促進事業でハザードマップ作成等が可能
43	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク表示図の公表を実施する。 ・関係機関（市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）へ水害リスクを周知する。 ・開発申請者などへリスクを周知する。 	開発申請時での洪水や土砂災害リスクの周知。 改訂する寝屋川、古川、恩智川の浸水想定区域図・洪水リスク表示図の公表
44	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。 	都市整備推進センターと共催で、災害復旧・査定研修を実施
45	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整を図る。	統合災害情報システム（Dimaps）の活用に向け、国からの依頼に基づき、活用状況調査を実施
46	補助制度の活用	土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	市において補助制度を設置し、HPで周知

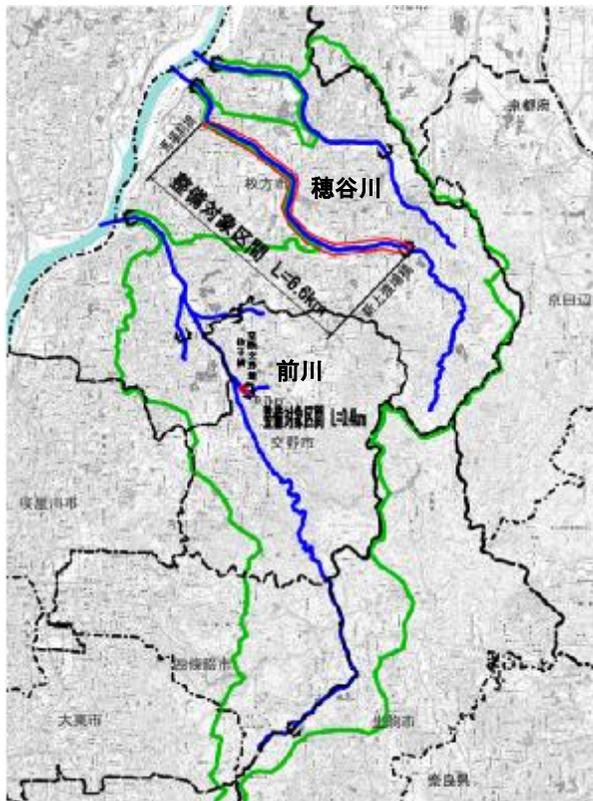
令和3年度 事業予定箇所

河川管理施設の整備等（計画）

北河内地域の河川施設の整備については、「淀川左岸ブロック河川整備計画」、「寝屋川ブロック河川整備計画」において、今後20～30年程度で目指すべき当面の目標を設定している。

- 淀川左岸ブロック：穂谷川においては時間雨量80mm程度、前川においては時間雨量65mm程度の降雨による洪水浸水を防ぐことを目標に整備を進める。
- 寝屋川流域：時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐこと目標に整備を進める。

●淀川左岸ブロック



●寝屋川ブロック



河川管理施設等の整備

■ 枚方土木事務所

【河川事業】

- 一級河川 穂谷川 改修工事（馬場前橋上流） **80mm対策**
- 一級河川 穂谷川 改修工事（国道一号上流） **80mm対策**
- 一級河川 穂谷川 改修工事（出屋敷橋上流） **80mm対策**（R4.3月完成予定）
- 一級河川 前川 改修工事（砂子橋上流） **65mm対策**（R3.6月完成予定）

【砂防事業】

- 淀川水系 北川支川 砂防堰堤工事（進入路）

■ 寝屋川水系改修工営所

【河川事業】

- なし（枚方土木事務所管内） ※令和2年度に守口調節池完成

■ 東部流域下水道事務所

【下水道事業】

- 寝屋川流域下水道 門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
- 寝屋川流域下水道 雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）
（菊水、太平、桑才、氷野、萱島、深野北 計6ポンプ場）

河川管理施設等の整備（枚方土木事務所）

一級河川穂谷川 河川改修事業
（国道一号上流・護岸工事）
【枚方土木事務所】



穂谷川改修工事（80mm対策）

一級河川前川河川改修事業
（砂子橋上流・護岸工事）
【枚方土木事務所】



前川改修工事（65mm対策）

河川管理施設等の整備（寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所）

河川管理施設の整備等（令和3年度の整備内容）

寝屋川北部地下河川事業
（守口調節池築造工事）
【寝屋川水系改修工営所】



守口調節池
令和3年3月30日供用開始



松生立坑
完成



守口立坑
完成



守口立坑
頂版架設（500tクレーン×2台）

寝屋川北部流域下水道
（門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事）
（雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）
（菊水、太平、桑才、氷野、萱島、深野北 計6ポンプ場））
【東部流域下水道事務所】



門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
（シールド工事の発進立坑）

今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、順次、河川整備を推進。

また、土砂災害発生危険度及び災害発生時の影響度から対策箇所重点化を図り整備を進める。

寝屋川北部地下河川守口調節池の供用について（令和3年3月19日大阪府報道発表資料）

水害防ぐ地下トンネル

～つながる「地下河川」と「下水道」～

大阪府では、寝屋川流域総合治水対策事業の一環として、地下河川および下水道増補幹線を一体的に整備しており、浸水被害の軽減に取り組んでいます。

このたび、寝屋川北部地下河川守口調節池が完成し、令和3年3月30日より供用することとなりました。これにより、既設の下水道増補幹線とつながり、浸水被害を軽減できるエリアが守口市、門真市および寝屋川市において約1,600ヘクタール拡大します。



【寝屋川北部地下河川 守口調節池】

寝屋川北部地下河川鶴見立坑（鶴見緑地公園内）から
寝屋川北部地下河川松生立坑（門真市松生町）まで

深 さ：約25～30メートル
内 径：4.9～5.1メートル
延 長：3.1キロメートル
貯留容量：約6万立方メートル
(25mプール約170杯分)



寝屋川北部地下河川は、すでに供用中の貯留容量と合わせて、26万立方メートルの雨水貯留が可能となります。

また、一体的に整備を進めている下水道増補幹線の貯留容量を含めると、46万立方メートルの雨水貯留が可能となります。

【凡例】

- 地下河川 (今回供用)
- 地下河川 (完成、貯留運用中)
- 地下河川 (工事中、整備予定)
- ← 下水道増補幹線 (完成、貯留運用中)
- - - 下水道増補幹線 (工事中、整備予定)
- - - 市公共下水道幹線
- 集水面積 (拡大エリア)

河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握し、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、地域の皆さんに身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くため、「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」をHPで公表している。

【河川堆積土砂除去など】



谷田川（JR学研都市線下流）

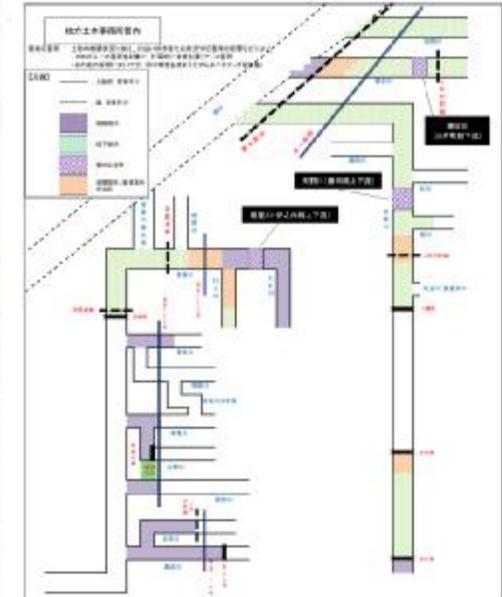


傍示川（砂溜工）

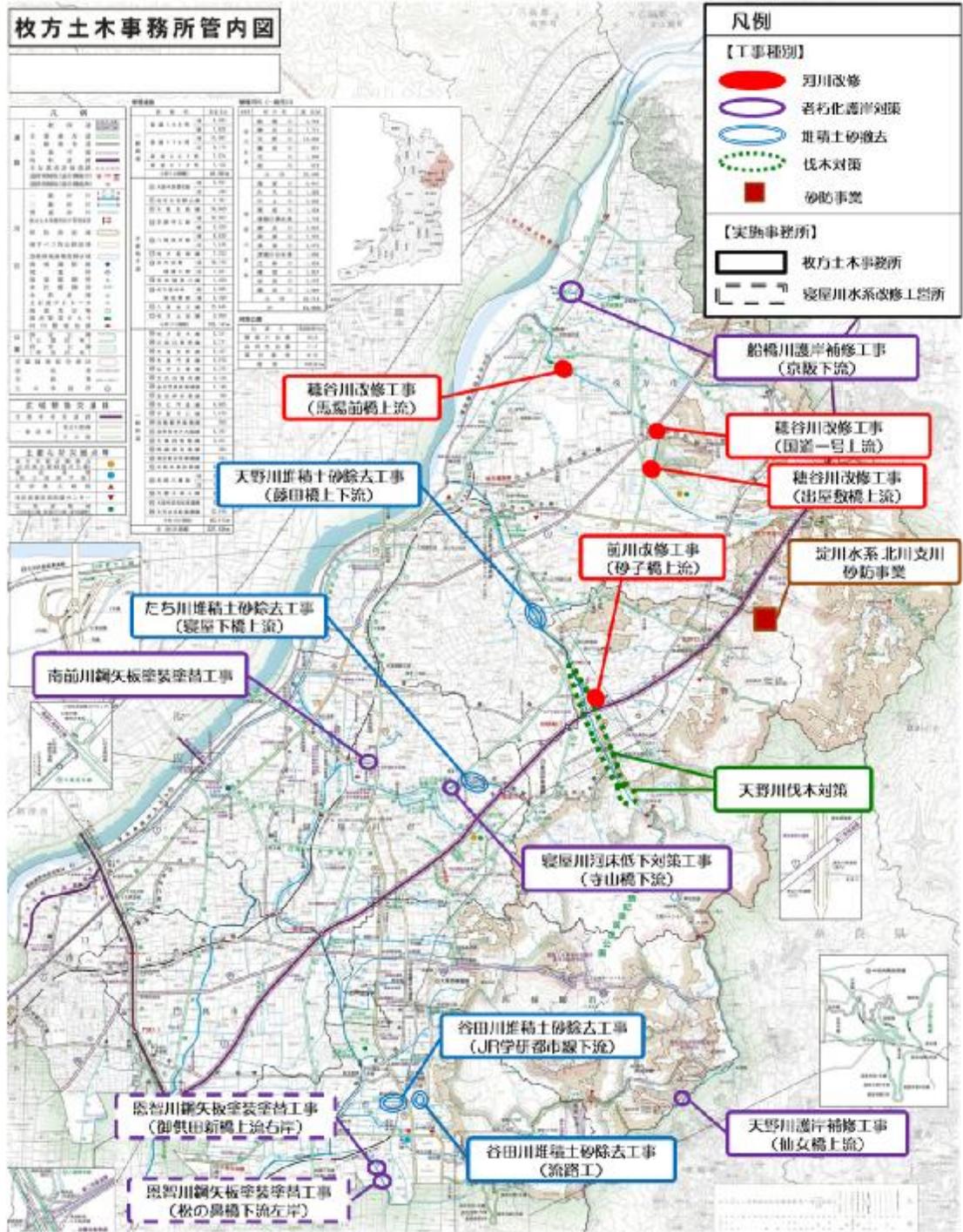
【河川砂防施設点検結果】



【河川特性マップ】



令和3年度
北河内地域の河川及び砂防施設
の整備予定
(地下河川・増補幹線除く)



寝屋川北部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

令和3年度

◆現状

- 貯留量：**46万m³**
- 集水区域：**6,600ha** (供用済**5,800ha**)

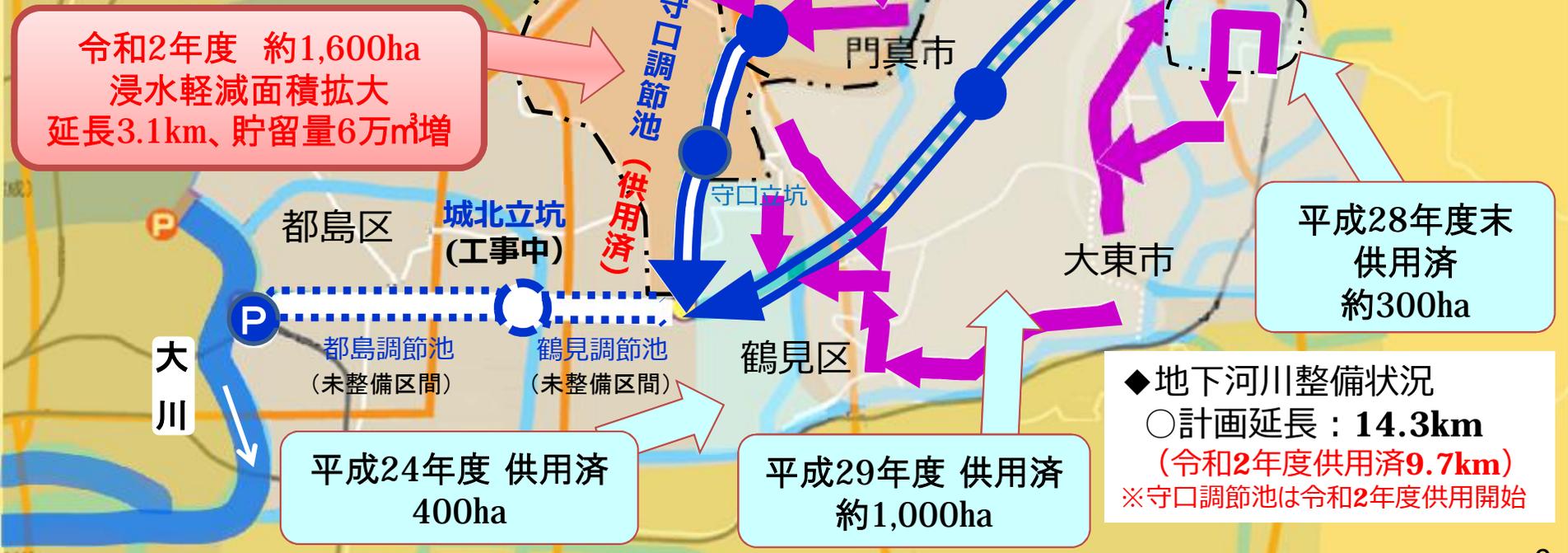
凡例

寝屋川水系改修工営所

- > 地下河川 (整備中)
- ==> 地下河川 (完成)

東部流域下水道事務所

- > 下水道増補幹線 (整備中)
- ==> 下水道増補幹線 (完成)



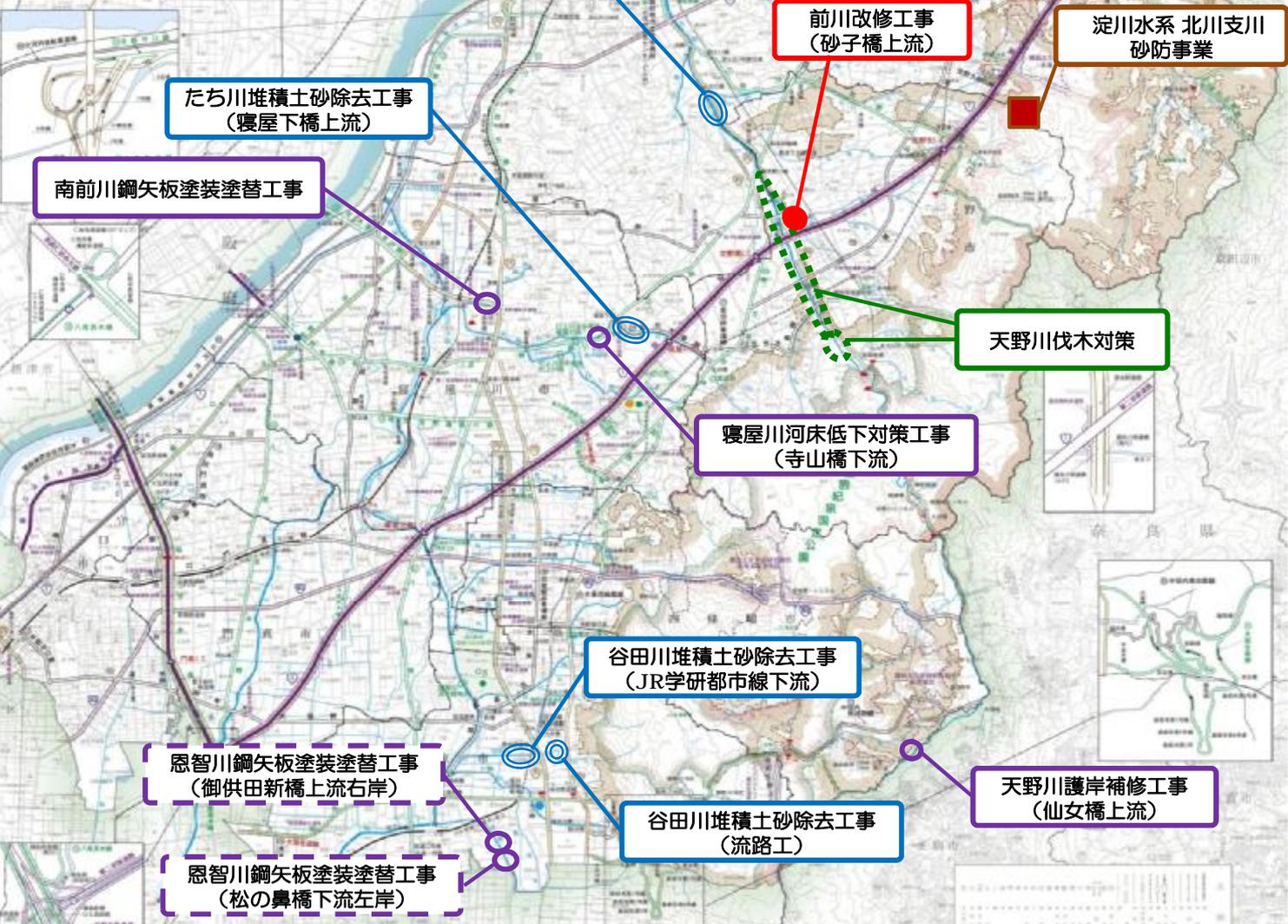
◆地下河川整備状況
○計画延長：**14.3km**
(令和2年度供用済**9.7km**)
※守口調節池は令和2年度供用開始

北河内地域の河川（地下河川・増補幹線除く）・砂防施設の整備予定（令和3年度）

枚方土木事務所管内図

凡例	管区別	管区別
河川改修	第一管区	第一管区
老朽化護岸対策	第二管区	第二管区
堆積土砂撤去	第三管区	第三管区
伐木対策	第四管区	第四管区
砂防事業	第五管区	第五管区
枚方土木事務所	第六管区	第六管区
寝屋川水系改修工営所	第七管区	第七管区

凡例	
【工事種別】	
	河川改修
	老朽化護岸対策
	堆積土砂撤去
	伐木対策
	砂防事業
【実施事務所】	
	枚方土木事務所
	寝屋川水系改修工営所



穂谷川改修工事
(馬場前橋上流)

船橋川護岸補修工事
(京阪下流)

穂谷川改修工事
(国道一号上流)

穂谷川改修工事
(出屋敷橋上流)

天野川堆積土砂除去工事
(藤田橋上下流)

前川改修工事
(砂子橋上流)

淀川水系 北川支川
砂防事業

たち川堆積土砂除去工事
(寝屋下橋上流)

南前川鋼矢板塗装塗替工事

天野川伐木対策

寝屋川河床低下対策工事
(寺山橋下流)

谷田川堆積土砂除去工事
(JR学研都市線下流)

恩智川鋼矢板塗装塗替工事
(御供田新橋上流右岸)

天野川護岸補修工事
(仙女橋上流)

谷田川堆積土砂除去工事
(流路工)

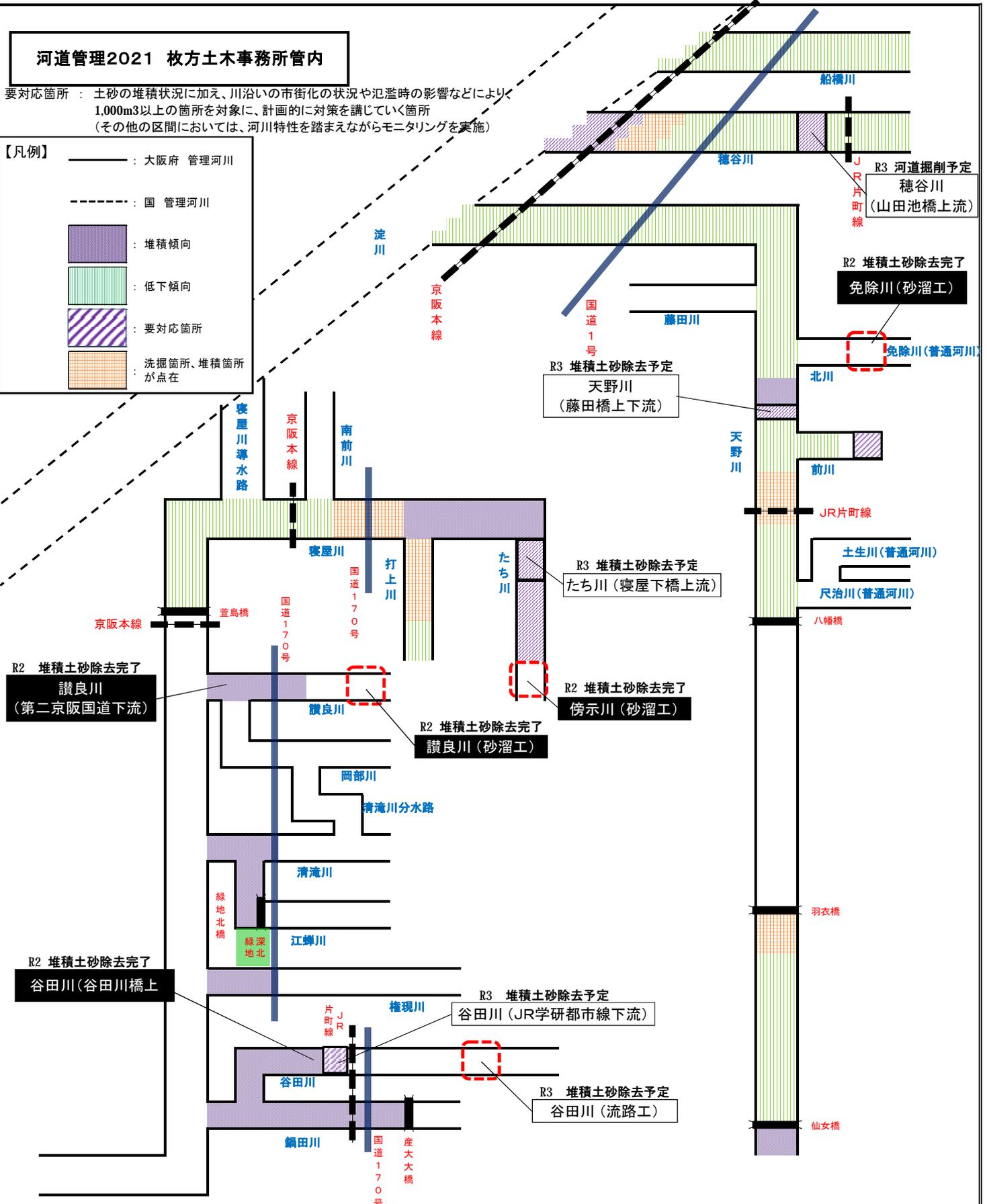
恩智川鋼矢板塗装塗替工事
(松の鼻橋下流左岸)

河道管理2021 枚方土木事務所管内

要対応箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などにより、1,000m³以上の箇所を対象に、計画的に対策を講じていく箇所（その他の区間においては、河川特性を踏まえながらモニタリングを実施）

【凡例】

- ：大阪府 管理河川
- - - - -：国 管理河川
- （紫）：堆積傾向
- （緑）：低下傾向
- （斜線）：要対応箇所
- （格子）：洗掘箇所、堆積箇所が点在



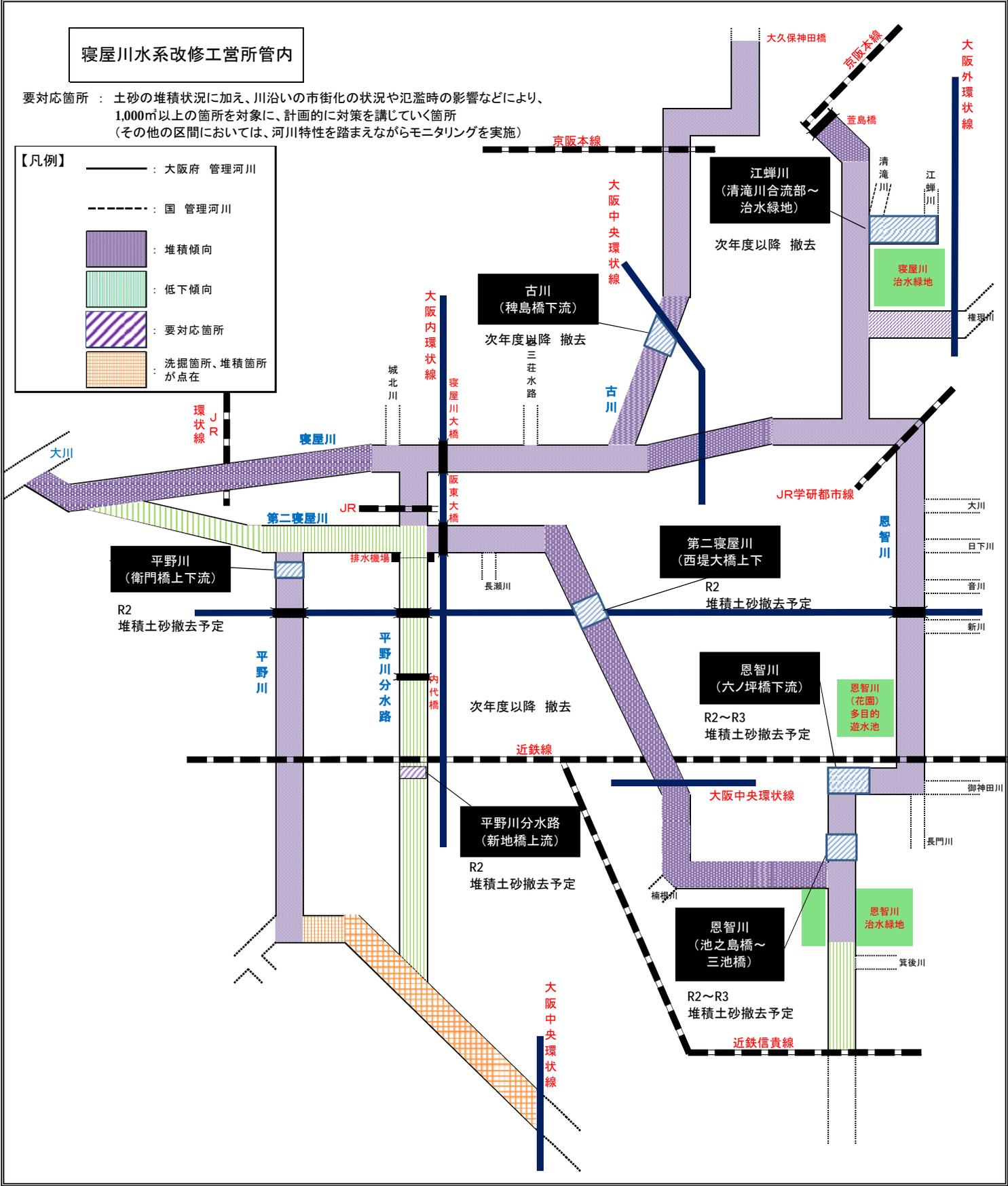
※令和3年度中に5年ごとの堆積土砂調査を実施し、要対応箇所の見直しを行う予定です。

寝屋川水系改修工箇所管内

要対応箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などにより、
1,000㎡以上の箇所を対象に、計画的に対策を講じていく箇所
(その他の区間においては、河川特性を踏まえながらモニタリングを実施)

【凡例】

- ：大阪府 管理河川
- - - - -：国 管理河川
- (紫)：堆積傾向
- (緑)：低下傾向
- (斜線)：要対応箇所
- (格子)：洗掘箇所、堆積箇所が点在



想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール(北河内地域関連)

R3.4.1

資料5

事務所	対象河川 ※ 太字・下線は、水防警報河川	河川数	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021) 秋頃までに公表
枚方土木	(H31事業評価) 穂谷川、船橋川、天野川 、藤田川、北川、前川	6		発注年次	公表年次		
枚方土木	寝屋川導水路、讚良川、岡部川、清滝川、清滝川分水路、江蟬川、谷田川、鍋田川、打上川、南前川、たち川、権現川	12				発注年次	公表年次

要配慮者利用施設の避難確保計画 作成促進

1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
 - 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲
- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
 - 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲
- 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**
- 令和2年7月 豪雨災害
 - 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



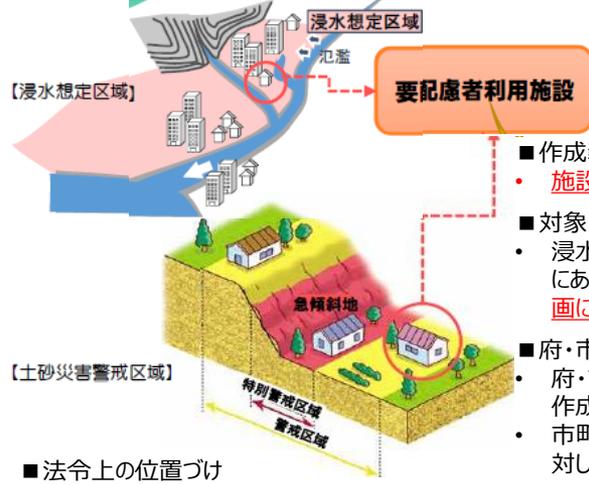
3 進捗状況

■ 作成状況 (令和2年10月末時点)

大阪府	合計	水防法	土砂法
対象数	8,798	8,479	319
作成済み	5,923	5,730	193
作成率	67.3%	67.6%	60.5%

参考：全国平均
 水防法：62.2%
 (R.10月末)
 土砂法：66.2%
 (R.12月末)

2 法令の概要



▶ **社会福祉施設、学校、病院など**
 防災上の配慮を要する者が利用する施設

- 作成義務を負うもの
 - 施設管理者 (公共・民間)
- 対象
 - 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のうち、**市町村の地域防災計画に位置付けられた施設**
- 府・市町村の役割・責任
 - 府・市町村の関係部局は連携して計画作成の助言等、積極的に支援を行う。
 - 市町村は、作成していない施設管理者に対して指示や公表ができる。

■ 法令上の位置づけ

■ **災害対策基本法 第46条 (災害予防及びその実施責任者)**

- 要配慮者 (高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人など) の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置

■ **災害対策基本法 第49条の10 (避難行動要支援者名簿の作成)**

- 避難行動要支援者 (自ら避難することが困難な者であつて、特に支援を要するもの) に対する避難の支援、安否の確認など生命又は身体を災害から保護するための基礎

○ **在宅者の避難**
 ※取組指針 (H25.8内閣府)
 ・市町村が名簿をもとに地域の支援者を活用して確保

○ **施設利用者の避難**
 ※水防法 (§15条の3)、土砂法 (§8条の2)
 ・市町村が施設管理者に避難計画の作成等を義務付けることで確保

4 作成促進に向けた取り組み (これまで)

■ 講習会の開催支援

■ 事例紹介

■ 解説動画の紹介

※コロナ禍での作成支援ツール

5 課題と対応 (これまでの取り組みに加えて)

- **令和3年度末までに、計画作成100%達成**
 ⇒市町村による期限を設けた作成指示、指示に従わない場合その旨の公表
- **地域防災計画への位置づけ漏れ**
 ⇒対象に漏れている施設を抽出し、市町村に速やかな位置付けを依頼
- **水防法及び土砂法の一部改正 <避難の実効性確保>**
 (改正内容：①訓練報告の義務化、②市町村による管理者への助言・勧告)
 ⇒モデルとなる施設での避難訓練実施、工夫した訓練事例を協議会等で紹介

水防法・土砂法に基づく避難確保計画作成等の点検体制

要配慮者利用施設

社会福祉施設

- 老人福祉関係施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所支援事業の用に供する施設
- 児童自立生活支援事業の用に供する施設
- 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- 子育て短期支援事業の用に供する施設
- 一時預かり事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 母子健康包括支援センター 等

医療施設

- 病院
- 診療所
- 助産所 等

学校

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校
- 高等専門学校
- 専修学校 等

市町村

STEP⑥

計画作成指導
(指導監査等)

所管部局

民生部局

保健所(指定都市、中核市)

教育部局

STEP⑦

計画の作成・提出

STEP⑨

計画の点検
(指導監査等)

STEP③

区域内の要配慮者利用施設の確認依頼

STEP⑧

新たに地域防災計画に位置づける施設の抽出

STEP⑩

提出された計画の共有・内容を協働してチェック

STEP⑪

計画策定状況・訓練実施状況等の点検結果報告

STEP⑪

計画を作成していない場合、指示・公表

防災部局

危機管理部局

連携

土木部局

STEP⑤

地域防災計画への掲載
(計画の作成・訓練実施の義務となる施設)

STEP④

市町村地域防災計画に関する確認、調整

STEP①

対象となる区域の提示

STEP⑫

大規模氾濫減災協議会等にて情報・課題の共有

大阪府

所管部局

福祉部

健康医療部
(保健所)

教育庁

※府の対応等

- 府立学校など府が運営する施設は、府所管部局がSTEP⑥、⑦、⑨の対応をするとともに、市町村(防災部局)との間でSTEP②、③、⑧、⑩のやりとりを行う。
- 府が所管する民間社会福祉施設は、市町村(防災部局)の作成指導等と連携し、所管部局として指導監査等において状況を確認するなど対応する。[\(点検マニュアル\)](#)
- 「避難確保計画」の提出先は、市町村(法第15条の3第2項)。既存の計画(「非常災害対策計画」や「消防計画」)に追記した場合も市町村への報告が必要 [\(よくある質問Q&A\)](#)。

連携

防災部局

危機管理室

連携

都市整備部

- 洪水浸水想定区域図
- 洪水リスク表示図
- 土砂災害警戒/特別警戒区域
- 高潮浸水想定区域図

国

厚生労働省

文部科学省

内閣府

消防庁

国土交通省

各種通知・通達

各種通知・通達

各種通知・通達

水防法及び土砂法に基づく避難確保計画の作成状況（令和2年10月末時点）

市町村別	水防法 (浸水想定区域)		土砂法 (土砂災害警戒区域)		合計		作成率		ホームレス開設 (作成・提出方法)
	対象 施設数※	計画 作成済み	対象 施設数※	計画 作成済み	対象 施設数※	計画 作成済み	市町村別	管内別	
全体（大阪府）	8,479	5,730	319	193	8,798	5,923	67.3%	67.3%	有り
大阪市	4,555	3,667			4555	3667	80.5%	80.5%	有り
能勢町	0	0	0	0	0	0	—	13.7%	未掲載
豊能町	0	0	4	2	4	2	50.0%		未掲載
池田市	43	2	14	0	57	2	3.5%		未掲載
箕面市	0	0	10	4	10	4	40.0%		未掲載
豊中市	181	25	4	2	185	27	14.6%		未掲載
茨木市	185	58	4	4	189	62	32.8%	27.2%	有り
高槻市	410	148	36	17	446	165	37.0%		有り
島本町	32	0	12	0	44	0	0.0%		有り
吹田市	173	21	1	0	174	21	12.1%		有り
摂津市	76	5			76	5	6.6%		有り
枚方市	335	281	26	26	361	307	85.0%	42.8%	有り
交野市	0	0	14	4	14	4	28.6%		未掲載
寝屋川市	200	64	0	0	200	64	32.0%		有り
守口市	150	0			150	0	0.0%		有り
門真市	131	16			131	16	12.2%		有り
四條畷市	73	25	8	5	81	30	37.0%		未掲載
大東市	54	4	5	1	59	5	8.5%		有り
東大阪市	917	787	93	71	1010	858	85.0%	80.3%	有り
八尾市	437	294	25	16	462	310	67.1%		有り
柏原市	74	69	24	23	98	92	93.9%		有り
松原市	54	47			54	47	87.0%		有り
羽曳野市	42	32	0	0	42	32	76.2%		有り
藤井寺市	21	6			21	6	28.6%		未掲載
太子町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
河南町	1	0	0	0	1	0	0.0%		未掲載
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
富田林市	1	1	9	2	10	3	30.0%	未掲載	
大阪狭山市	0	0	0	0	0	0	—	未掲載	
河内長野市	0	0	0	0	0	0	—	有り	
堺市	254	115	13	10	267	125	46.8%	51.4%	有り
和泉市	14	14	1	1	15	15	100.0%		未掲載
高石市	0	0			0	0	—		未掲載
泉大津市	32	28			32	28	87.5%		有り
忠岡町	13	0			13	0	0.0%		未掲載
岸和田市	19	19	2	2	21	21	100.0%	70.3%	有り
貝塚市	1	1	5	0	6	1	16.7%		未掲載
熊取町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
泉佐野市	1	1	7	2	8	3	37.5%		未掲載
田尻町	0	0			0	0	—		未掲載
泉南市	0	0	2	1	2	1	50.0%		未掲載
阪南市	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
岬町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載

※対象施設数は、市町村地域防災計画に位置付けられたもの。

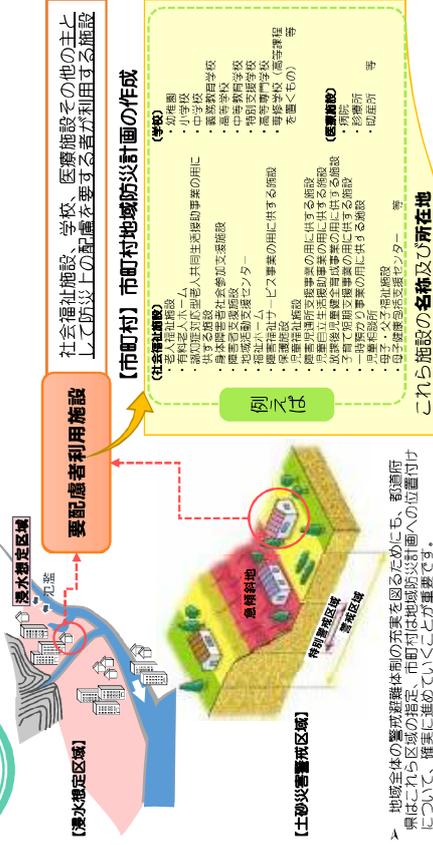
都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となります。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



1 避難確保計画作成の支援

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - 防人体制
 - 避難誘導
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うことが重要です。

2 避難確保計画の確認

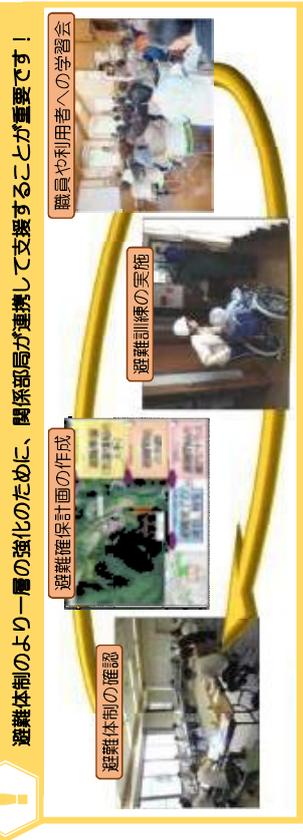
- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行います。

3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができることになっていきます。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望まれます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要があります。
- 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うことが重要です。
- ハザードマップを活用するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが望まれます。



法改正に関するお問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局 河川課 浸水防止企画室 TEL: 03-5253-8111 (1F表)

水防法関係 土砂災害防止法関係 土砂災害防止法関係 砂防砂防計画課 (1F29.6.19)

防 企 第 1725 号
事 企 第 1283 号
河 整 第 1624 号
(公 印 省 略)

令和2年10月28日

各市町村危機管理担当部長 様

大阪府 危機管理室長
都市整備部 事業管理室長
都市整備部 河川室長

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の促進について（依頼）

日頃より、本府の防災・危機管理行政に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、平成29年の水防法等の一部が改正され、水防法第15条の3第1項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）第8条の2第1項に基づき、浸水想定区域（水防法）や土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）内に存在する要配慮者利用者施設のうち、各市町村地域防災計画に位置づけられた施設については、当該施設の管理者等に避難確保計画の作成と計画に基づく訓練の実施（以下、計画の作成等という。）が義務付けられています。

「水防注意意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成29年6月20日）では、各市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設において避難確保計画を令和3年度末までに作成することを目標に掲げ、各市町村におかれましては、対象施設における避難確保計画作成の促進に取り組まれているところで、大阪府での同計画作成率は令和2年6月末時点で53%という状況です。

一方、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、近年も水害・土砂災害による人的被害が生じており、特に令和2年7月豪雨では7月4日未明に熊本県南部を襲った豪雨による球磨川の氾濫で、浸水した特別養護老人ホームにおいて逃げ遅れた利用者が犠牲となる災害が発生しました。避難に対する理解及び備えがより一層重要になってきていることから、計画の作成等が遅れている施設では速やかに計画作成を進めていただく必要があります。

つきましては、各市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、速やかに計画の作成等が実施されるよう、下記ご対応方よろしくお願いたします。

記

- ・ 各市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設のうち、計画の作成等が遅れている施設について、速やかに作成されるよう施設への指導・支援をお願いいたします。
- ・ 後日本件について、本府福祉部、健康医療部、教育庁から各市町村関係部局へ周知されますので、関係部局と緊密に連携し、計画の作成等の促進に努めていただくようお願いいたします。
- ・ 政令市及び中核市を除く各市町村における医療機関への働きかけについては、本府保健所へご相談ください。

・ 水防法及び土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、要配慮者利用施設の各市町村地域防災計画への位置づけが適切か、適時確認をお願いいたします。

・ また、想定最大規模の洪水及び高潮の浸水想定区域図が順次公表されており、対象となる施設の速やかな地域防災計画への位置づけと、避難確保計画の策定等の指導・支援もあわせてお願いいたします。

○参考資料（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/ma_in/saikai/itouhou/Heisaihou/bousai-gensai-suibou02.html

- ・ 避難確保計画作成の手引き（解説編、様式編）
- ・ 水防法・土砂災害防止法の改正について
- ・ 避難確保計画作成の参考資料

担当：

都市整備部事業管理室事業企画課防災・維持グループ 安部、白井
TEL：06-6944-9269 Mail：tosei@kai.kan-e09@box.pref.osaka.lg.jp
都市整備部河川室河川整備課計画グループ 石地、山田
TEL：06-6944-7592 Mail：kasen-e23@box.pref.osaka.lg.jp
危機管理室防災企画課計画推進グループ 小坂、小野
地域支援グループ 佐々木、上畑
TEL：06-6944-2123 Mail：kikikanri-e5@box.pref.osaka.lg.jp

改正案	現行
<p>（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等） 第十五条の三（略） 2～4（略） 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</p> <p>6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等） 第十五条の三（略） 2～4（略） 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p>（新設） 6・7（略）</p>

要配慮者利用施設の避難確保計画

令和3年3月

■大阪府から市町村さまへのお願い

1) 令和3年度末までに計画作成100%達成に向けて

- 『要配慮者利用施設の避難確保計画』専用のホームページの開設概要や対象施設、提出様式、提出期限、訓練実施報告などの掲載
- 未提出の施設管理者に、提出期限を設けた計画作成の指示・通知（期限は令和3年9月末を目的に）
- 上記の指示に従わない場合、その施設の公表

2) 地域防災計画への位置づけ漏れ

- 『地域防災計画』改定の予定が無い、又は1年以上先の場合、正式な位置付けに先んじて、対象施設に対して、避難確保計画の作成指導を進める。

3) 施設管理者が実施する避難訓練への支援

- 計画に基づく訓練が適切に実施されるよう、施設管理者へのサポート

要配慮者利用施設避難確保計画作成 年間スケジュール

表. 避難確保計画作成促進 スケジュール例

内容	令和3年						令和4年			備考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
施設抽出	■												
依頼・周知		■											例：通達文
未作成施設への連絡			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	例：電話
講習会実施 (作成率向上手段)					■	■	■	■	■				
催促通知①									■				
催促通知②										■			
指示・公表												■	

※施設管理者へ依頼の文書等を発出する際、提出期限を必ず設ける。(例. 9月末まで)
 講習会の実施は1つの手段(その場で作成してもらったり方が望ましい。)
 施設管理者へ**通知・作成依頼**をお願いします。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

作成支援
動画について

国土交通省のHP上に避難確保計画作成支援動画が掲載されました。各市町村におかれましては要配慮者施設に紹介頂くとともに、避難確保計画の策定等の指導・支援もよろしくお願いいたします。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について (YouTube MLIT channel)

- 【全体版】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について(約25分)
- 【第1部】避難確保計画の必要性(避難確保計画の作成は義務です)(約4分)
- 【第2部】洪水時の施設の危険性の把握と避難先の決定(約3分)
- 【第3部】避難に必要な時間の把握と避難開始のタイミングの判断(約7分)
- 【第4部】避難確保計画の作成様式の説明(約10分)

- 避難確保計画作成の手引きはこちら
- 講習会プロジェクトはこちら

作成支援動画

リンク先ページトップ

水防法等の一部を改正する法律が平成29年6月19日に施行され、水防法に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち市町村地域防災計画にその名称と所在地が記載された施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

「避難確保計画」の作成・提出
「避難訓練」の実施

水防法第十五条の三(抜粋)
第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の利用者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の内涝かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
※要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

【第1部】 避難確保計画の必要性 (避難確保計画の作成は義務です)

【第1部】 避難確保計画の必要性(避難確保計画の作成は義務です) (約4分)

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さま

国土交通省

洪水に対する
施設利用者の命を守るための義務
果たしていますか？

写真「平成28年8月熊本県熊谷町の介護老人保健施設の被災動画」国土交通省提供

要配慮者利用施設の管理者等の皆様へ～避難確保計画の作成方法～【全体版】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について

【全体版】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について(約25分)

洪水ハザードマップの確認

命を守るポイント 1

■市町村から配布されているハザードマップで施設の waters 危険性を確認しましょう。
■国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」では、洪水時に想定される浸水深、浸水継続時間などを確認することができます。

【市町村のハザードマップ例】

ハザードマップポータルサイト

命を守るポイント 2

想定最大規模を確認しましょう。

【第2部】 洪水時の施設の危険性の把握と避難先の決定

【第2部】 洪水時の施設の危険性の把握と避難先の決定(約3分)

段階的に発表される防災情報と「要配慮者利用施設」の主な行動(例)

警戒レベル	1	2	3	4	5
雨の様子	雨の降り始め	災害の起こるおそれ	重大な災害の起こるおそれ	甚大な災害の起こるおそれ(大雨/大雪)	災害発生
防災気象情報	注意報	注意報	注意報	注意報	災害発生情報
川の様子	水位上昇	水位上昇	水位上昇	水位上昇	氾濫発生
避難情報等	避難準備(高齢者等避難開始)	避難準備(高齢者等避難開始)	避難準備(高齢者等避難開始)	避難準備(高齢者等避難開始)	災害発生情報
施設の行動	情報収集	心のスイッチ⇒防災モード	避難開始	避難完了	

【第3部】 避難に必要な時間の把握と避難開始のタイミングの判断

【第3部】 避難に必要な時間の把握と避難開始のタイミングの判断(約7分)

避難経路図の作成(別紙1)

命を守るポイント 2

避難経路図を作成したら、次のことを確認してください。

- ①施設の想定最大規模の浸水深は何mですか？施設の外に出て、大雨時どのような浸水イメージを関係者全員で確認しましたか？
- ②避難経路に危険箇所はありませんか？
- ③避難先までの移動時間は確認しましたか？
- ④施設内に掲示されていますか？

【第4部】 避難確保計画の作成様式の説明

【第4部】 避難確保計画の作成様式の説明(約10分)

自衛水防 要配慮者 YouTube

おおさかタイムライン防災プロジェクト

いかなる災害も、先を見越し、あらかじめ、各組織の役割や行動を定め合意しておくことが、いざというときに、命を守る、経済被害を最小化することにつながる

タイムラインで変わる防災

「タイムライン防災」とは、大規模な災害は必ず発生することを前提に、府民の命を守り、被害を最小化することを目的として、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」「誰が」「何を」に目をつけて、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画です。



1. タイムラインの策定過程で、お互いの顔が見える関係を築く。
2. タイムラインであらかじめ役割を決めて、動く。
3. タイムラインは、首長の意思決定を支援する。
4. タイムラインで、先を見越した早めの行動が安全・安心に。
5. タイムラインを防災チェックリストとし、防災行動の漏れ、抜け、落ちの防止に。
6. タイムラインに実災害での反省や課題をフィードバック。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類しており、それぞれについて先行取り組み（リーディングプロジェクト）に着手し、タイムラインを完成させ、先行事例をモデルに、洪水や土砂災害、高潮災害など異なるハザードも対象に加えながら、国や市町村と連携し、タイムライン防災を大阪府全域に広げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めています。

広域タイムライン

比較的大きな流域を対象とし、大阪府や市町村、国に加え、報道機関、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載し、主に国や大阪府が主体となり作成する流域タイムライン



市町村タイムライン

ひとつの市や町、村の区域を対象とし、主に市町村の各部署の防災行動を記載し、主に市町村と地域や住民が一緒に作成する市町村のタイムライン



コミュニティ（地域）タイムライン

自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、主に市町村と地域や住民と一緒に作成する地域のタイムライン



プロジェクトの達成目標

水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、**2021年（令和3年度）**までに、**大阪府内の全市町村**において、「洪水」「土砂」「高潮」のいずれかを対象としてタイムライン策定を目指します。

洪水

流域が複数の市町村にまたがり、施設操作などにより、水位情報が重要な意味を持つ河川については、流域全体を対象に**大阪府が「主体的」に策定**します。

その他の河川は、「市町村タイムライン」が基本となるため、**大阪府が「策定支援」**を行います。

土砂災害

現象が限定的であり「市町村タイムライン」が基本となるため、**大阪府が「策定支援」**を行います。

高潮

大阪湾沿岸の複数の市町村が関連し、水門や鉄扉等の操作や道路の通行止め等、府の防災行動が大きく影響するため、**大阪府が「主体的」に策定**します。

タイムラインは策定して終わりではない

平常時の訓練や実際の水害対応の中で検証などを踏まえて、改善を重ねる、確実な災害への備えに繋がっていきます。



これまでの取り組み

関東・東北豪雨 9月 鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生

利根川支川鬼怒川（茨城県）の堤防決壊

泉佐野市 タイムライン 策定 7月

「水防法の一部を改正する法律」施行 6月

① 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練の義務化
② 大規模減災協議会の創設
③ 水害対応タイムライン作成の取り組み

リーディングプロジェクト
河南町 土砂災害タイムライン検討会 発足式 12月
大阪府と河南町、大阪府気象台、警察、報道機関、ライフラインが参画する検討会を新設し、市町村タイムラインの検討体制を構築。

発足式に一堂に集う防災関係機関
平成30年7月豪雨、台風第21号 7月、9月

異常洪水による貯留施設流入（恩納川治水緑線）

情報発信・推進達成：きっかけづくり
タイムライン・カンファレンス全国大会 in 貝塚 1月
全国の先行事例や専門業による講演、タイムラインを策定した自治体職員によるパネルディスカッションなど、タイムライン展開に向けた機運醸成が行われた。

府内全域に取り組み展開中

今後の展開

タイムラインを検討する市町村や団体を支援するため、先行取り組みの紹介と策定の手順を示した「**タイムライン策定の手引き**」と「**コミュニティタイムライン**」のリーフレットを作成。また、コミュニティタイムラインの作り方を、市町村の防災担当者や地域住民の皆さまに、紹介する「**タイムライン策定DVD**」を作成。

※上図は、タイムライン完成状況

■ 「広域タイムライン」

● 「市町村タイムライン」

【市町村タイムライン】の取組み状況

令和3年3月時点

地域・ブロック	市町村名	広域TLへの参画					市町村TL 策定状況						
		①	①'	②	③	④	⑤	策定済み ○	完成時期 (予定)	対象災害			
		安威川流域	神崎川流域	寝屋川流域	石川外流域	大津川流域	大阪湾 / 沿岸			洪水	土砂	高潮	地震
豊能	能勢町												
	豊能町												
	池田市						○	R2.3月	●	●			
	箕面市						策定中	(R3年度)	●	●			
	豊中市		●										
三島	高槻市	●					○	H29.1月	●	●			
	茨木市	●					策定中	(R3年度)	●	●			
	島本町						○	R2.3月	●	●			
	吹田市	●	●				策定中	(R3年度)	●	●			
	摂津市	●	●										
大阪市	大阪市	●	●	●									
北河内	枚方市			●			○	R3.3月	●	●			
	交野市			●			○	R1.9月	●	●			
	寝屋川市			●			策定中	R3.6月	●	●			
	守口市			●			○	R1.6月	●				
	門真市			●			○	R2.6月	●				
	四條畷市			●			○	R2.12月	●	●			
	大東市			●			○	H30.8月	●				
中河内	東大阪市			●			○	H30.8月	●	●			
	八尾市			●			○	H30.8月	●				
	柏原市			●	●		○	H30.12月	●	●			
南河内	松原市				●		○	R2.3月	●				
	羽曳野市				●		○	R2.3月	●	●			
	藤井寺市				●		○	R2.3月	●				
	太子町				●		○	R2.3月	●	●			
	河南町				●		○	H30.8月	●	●			
	千早赤阪村				●		○	R2.3月	●	●			
	富田林市				●		○	R2.3月	●	●			
	大阪狭山市				●		○	R2.3月	●	●			
	河内長野市				●		○	R2.3月	●	●			
泉北	堺市					●	○	R1.5月	●	●			
	和泉市					●	○	R1.7月	●	●			
	高石市					●	○	R3.3月	●		●		
	泉大津市					●							
	忠岡町					●							
泉南	岸和田市					●							
	貝塚市					●	○	R1.9月	●	●	●		
	熊取町					●							
	泉佐野市					●	○	H28.7月	●	●	●	●	
	田尻町					●							
	泉南市					●							
	阪南市					●							
	岬町					●							
全43市町村							完成○	26	30	23	3	1	
							策定中	4					

■ おおさかタイムライン防災プロジェクト

- タイムラインとは、災害の発生に備えて「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列に整理した計画。（事前防災行動計画）
- 台風等に起因する洪水や高潮、土砂災害など事前に予測ができる進行型の災害を対象に、タイムラインを府域全域に展開しています。

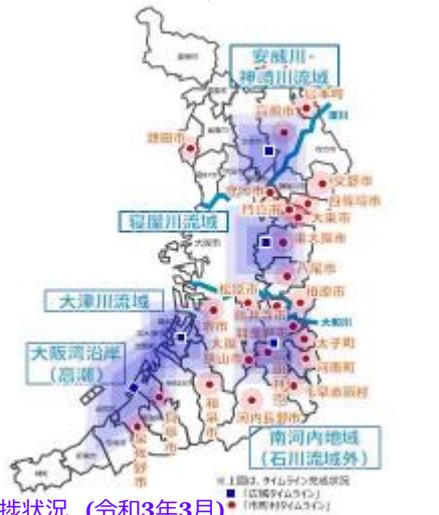


■ 各種タイムラインの内容と意義

府施策	おおさかタイムライン防災プロジェクト			防災意識の普及啓発
TL種別	広域 タイムライン	市町村 タイムライン	地域 タイムライン (コミュニティ) 『地区防災計画』を時間軸に沿ってわかりやすく整理したもの	マイ タイムライン
内容・主体	大きな流域を対象に多くの防災機関の行動を記載し、主に国や府が主体に作成。	市町村の各部署の防災行動を記載し、主に市町村が主体に作成。	コミュニティレベルでの防災行動を記載し、市町村と地区住民と一緒に作成。	住民一人ひとりの防災行動を記載し、個人や家族が作成。
意義	公助		共助	自助
	行政や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、 <u>公的支援を円滑に進めること。</u>		高齢者や障害者などの避難や救助活動のために、地区住民たちで助け合い、 <u>地区の防災力を向上すること。</u>	家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難するなど、 <u>自らの力で身を守ること。</u>

『おおさかタイムライン防災プロジェクト』のあゆみ

- 平成29年 ● **キックオフイベント**
3月 おおさかタイムライン防災プロジェクト シンポジウム
● **リーディングプロジェクト 発足式**
7月 寝屋川流域 大規模水害タイムライン
12月 河南町 土砂災害タイムライン
- 平成30年 ● **リーディングプロジェクト 完成・運用開始**
6月 河南町 土砂災害タイムライン
8月 寝屋川流域 大規模水害タイムライン
タイムラインの発動とふりかえり、改善
8～10月 台風20号、21号及び24号
- 令和元年 ● **情報発信・気運醸成・きっかけづくり**
1月 タイムライン・カンファレンス全国大会（貝塚）
TL完成・運用開始
9月 安威川流域 洪水タイムライン
- 令和2年 ● **TL完成・運用開始**
3月 南河内地域 広域タイムライン
8月 大阪湾沿岸(泉州)高潮タイムライン
- 令和3年 ● **TL完成予定**
3月 大津川流域広域タイムライン
● **プロジェクト
目標年度**
秋頃 神崎川流域タイムライン
プロジェクトの総括（シンポジウム）



■住民の避難行動に関する現状

- プロジェクト立ち上げ（H29.3）以降、「広域」「市町村」が進み、タイムライン導入で行政側の先を見越した早めの防災行動（体制構築や避難勧告等の発令）が可能となった。一方で、**防災情報が豊富に存在しているにもかかわらず、住民側では、肝心の避難行動に結びついていない。**（タイムラインが「地域」まで浸透しておらず「広域」「市町村」の真の効果が発揮できていない。）
- また、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨（球磨川）など、近年、大規模水害が頻発し、**高齢者や障害者など『避難行動要支援者』が、犠牲者の半数以上を占めている。**
- さらに、避難所における感染症対策や、在宅避難、親戚・知人宅など、指定避難所に限らない**避難の在り方が多様化している。**

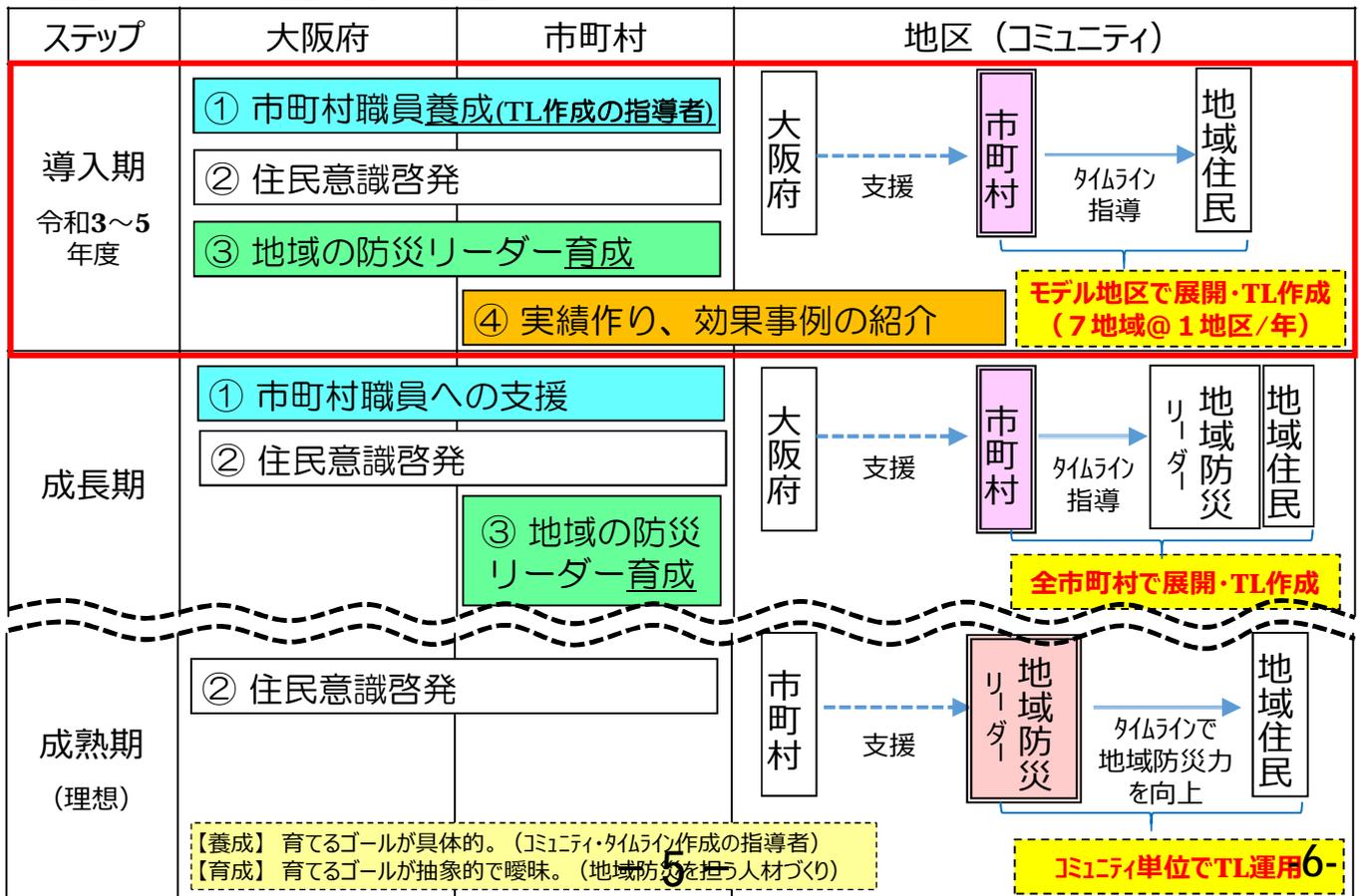
■今後の取り組みの方向性

「地域(コミュニティ)」タイムラインの取り組みを強力に支援して、自力で避難できない高齢者等を含む地区住民の避難の実効性を高め、適切な避難行動に導いていく。

■ 課題と対応

地域タイムラインが進まない理由（課題）		対応方針	具体的な支援内容
市町村	取組み方がわからない	市町村職員の養成・支援	① ■ ノウハウ伝授、気運醸成 ・シンポジウム開催（気運醸成） ・講習会（TL指導者養成） ・動画など支援ツールの開発
	他の防災の取組みが多くて手が回らない		
	明確な効果が見えない	実績作り、効果事例の紹介	④ ■ モデル地区 での取り組み ・1地区/年/事務所管内
	対象地域が多くてマンパワー不足	指導役を担う地域の防災リーダーを育成	③ ■ 防災リーダー育成支援 ・防災リーダー研修 <small>（府・防対協主催）</small> に『TL指導者養成』を組入れ ・市町村が企画する育成研修への支援（講義など）
地域住民	指導者・キーマンが不在	住民の意識啓発の繰り返し	② ■ 災害リスク周知 ・浸水想定区域図等の公表 ・地域版ハザードマップ更新の支援
	防災意識が未成熟		

■ 理想に向けた段階的な取り組み



■ 取り組み支援ツール (DVDにパッケージ化)



動画



ワークシート(ひな形)



タイムライン策定の手引き
(洪水編・土砂災害編)



コミュニティ・タイムライン
の啓発リーフレット

※活用事例

1) 『コミュニティ・タイムライン』の紹介

・地域住民とのワークショップにてタイムラインの意義や効果、進め方などの説明に活用

2) DVD(動画)を活用した防災啓発

・防災出前講座、地域版ハザードマップ作り、防災リーダー研修などでの学習ツール



ワークショップの標準的な手順

① 学習会

DVD(動画) + 座学等による講習

② まち歩き・フィールドワーク

危険箇所や避難経路等の確認

③ グループワーク

防災行動を地区住民で討議

④ 避難訓練など

出水期前や台風に備えて実施

-7-

【参考】モデル地区での年間業務サイクル(案)

項目	ツール・準備物	2~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
① 候補地区選定 市町村と候補箇所調整	○候補要件 活動実績や防災リーダーの存在、主体性のある地区					次年度の候補箇所
① 学習会 地区の災害リスク周知、防災気象・避難情報の入手方法、行動のタイミング	タイムライン動画、ハザードマップ、マイタイムラインワークシート、出前講座資料など					
② フィールドワーク 危険箇所・避難経路等の確認、防災資器材の保管場所・点検等	ハザードマップ 防災資器材リスト 備蓄物資のサンプル等					
③ グループワーク 地区の特性・課題抽出 連絡系統、安否確認方法、避難行動要支援者の避難検討、コミュニティタイムライン策定	ワークショップ 道具、コミュニティタイムラインワークシート、要支援者の名簿(市町村)			進行度合いに応じて複数回実施		
④ 避難訓練 TLに基づく情報伝達、避難(避難所開設)、安否確認(避難行動要支援者)等の訓練実施	現行のタイムライン 災害計財 訓練道具		梅雨期前~台風期			次年度以降もフォローアップ支援

望ましい実施時期

コミュニティ・タイムライン モデル地区

令和3年3月
大阪府 河川室

■モデル地区 予定箇所 (令和3年度)

番号	市町村	候補地区	管内
①	豊中市	千成地区	池田土木
②	高槻市	柳川地区	茨木土木
③	枚方市	調整中	枚方土木
④	調整中	調整中	八尾土木
⑤	調整中	調整中	富田林土木
⑥	和泉市	調整中	鳳土木
⑦	調整中	調整中	岸和田土木

1 地区以上/年度@ 7 土木事務所管内



大阪府では、市町村のコミュニティ・タイムラインを取り組みを支援するためモデル地区を募集しております。

お問い合わせ・ご相談は、土木事務所 地域支援企画課まで

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

[国・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

[国・県・市・利水者]

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全

氾濫域



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

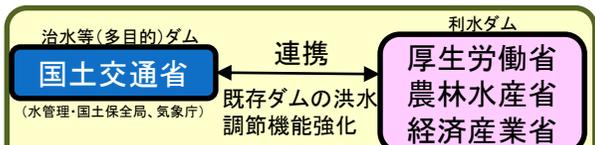
流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 河川管理者等が主体となって行う治水事業等これまで以上に充実・強化することに加えて、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省（資源エネルギー庁）・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省（資源エネルギー庁）・厚生労働省と連携】

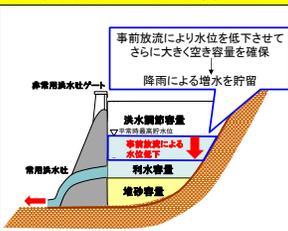
【治水協定の締結、事前放流の運用開始】

- 発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。
- ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定（令和元年12月）

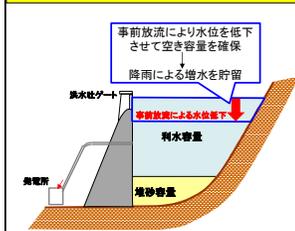


- 治水協定の締結
ダムのある1級水系(99水系)
ダムのある2級水系のうち(86水系)
- 令和2年の出水期から事前放流を実施

治水等(多目的)ダムにおける事前放流



利水ダムにおける事前放流



水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】

- 【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知
 - 地方農政局の協議会への参画
 - 活用先行事例とその支援策の情報提供
 - 「流域治水プロジェクト」の取組の推進
 - 水田や農業用ため池の治水効果の評価
- の実施、更なる運用の改善



○ 田んぼダムに取り組む水田



雨水貯留量UP



専用の堰板

森林保全等の治山対策との連携 【林野庁と連携】

【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】

- 双方で今後の取組について情報提供し認識を共有
- これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認
- 具体箇所や新たな連携方策について意見交換

連携イメージ

- 【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施
- 【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止

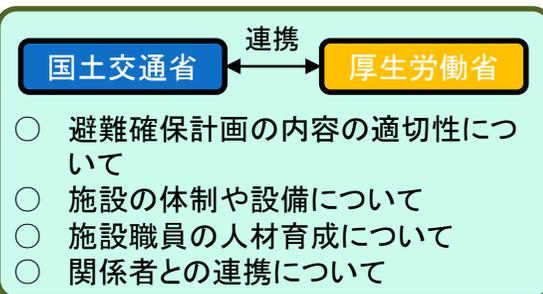


- 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐための河道内樹木伐採コスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】

【厚生労働省と検討会の開催(10/7)】

令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を設置し、避難の実効性を高める方策を検討



特別養護老人ホーム「千寿園」

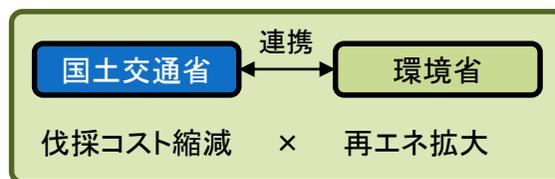


第1回検討会(10/7)

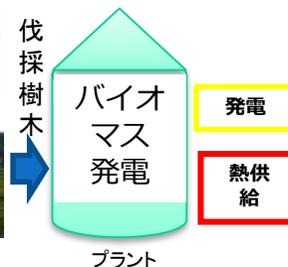
河道内樹木のバイオマス発電への利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】

河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

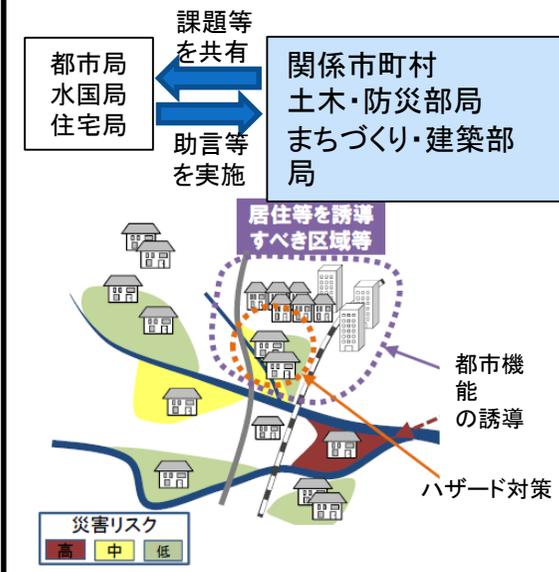


河道内樹木を伐採し洪水の疎通能力を向上



土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

- モデル都市(30都市)において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。
- 得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼



淀川水系流域治水プロジェクト 淀川(大阪府域)分会 【位置図】

～ 滯輝く関西経済圏を支える流域対策～

- 大阪府域では複数河川が低平地を貫流しており、下流部では人口・資産が集積したゼロメートル地帯が大阪湾へ向けて広がることから洪水、津波、高潮、内水氾濫等により大規模な浸水被害が発生するリスクがある。
- このため、河川改修やダム整備と併せて、下水道施設整備、流出を抑制する雨水貯留施設等の拡大や河川防災ステーション整備、広域避難計画策定等の流域治水対策を実施する。

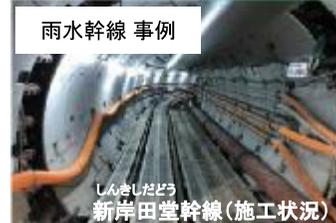
- 凡例**
- 堤防整備・河道掘削等
 - ⋯ 雨水幹線、貯留浸透施設等
 - 砂防事業
 - ポンプ場の増強等



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
- ・高規格堤防整備、築堤、堤防強化
 - ・河道拡幅・掘削、橋梁架替・改築
 - ・護岸、落差工改築・撤去
 - ・砂防事業、森林整備及び保全
 - ・閘門新設、水門改築、施設耐震補強
 - ・河川防災拠点整備
 - ・高架橋緊急避難場所確保
 - ・ダム建設、ダムの堆砂除去
 - ・事前放流等の実施・体制構築
 - ・地下河川、流域調節池、遊水地
 - ・下水道等の排水施設整備・耐水化
 - ・雨水貯留浸透施設の整備
 - ・各家庭等における雨水貯留浸透施設整備への助成
 - ・ため池の治水活用 等

- 被害対象を減少させるための対策**
- ・土地利用誘導
 - ・開発行為に対する流出抑制対策指導 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**
- ・洪水ハザードマップ作成・更新
 - ・ため池ハザードマップ作成
 - ・防災教育・啓発活動等の推進
 - ・要配慮者利用施設における避難計画の策定支援
 - ・タイムラインの作成・運用
 - ・ホットライン構築
 - ・水位計・監視カメラの設置
 - ・広域避難計画策定
 - ・分かりやすい防災気象情報の提供
 - ・ゲリラ豪雨対策アクションプラン策定 等



※具体的な対策内容については、主な対策を記載しており、今後の調査・検討により変更となる場合があります。
 ※河川管理者の河川整備計画は、現時点では現行計画を基にプロジェクトに反映しますが、今後、河川整備計画の変更手続きを行う予定なので、変更された場合にはその内容を反映します。
 ※他の事業者の計画も見直されれば、同様に反映します。
 ※新たな関係者にも広く参加を呼びかけることから、新たな関係者の計画も反映します。
 ※**○●○川**は、府・政令市管理河川の代表的な箇所(河川)を示したものである。

淀川水系流域治水プロジェクト 淀川(大阪府域)分会【ロードマップ】

～滯輝く関西経済圏を支える流域対策～

- 淀川（大阪府域）では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、府、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
大阪府域は複数河川が貫流する低平地に形成された高度な都市構造を有し、洪水、津波、高潮、内水氾濫等により大規模な浸水被害が発生するリスクがあることから、河川改修やダム整備と併せて、下水道施設整備、流出を抑制する雨水貯留施設等の拡大や河川防災ステーション整備、広域避難計画策定等の流域治水対策を実施する。
【短中期】 計画規模洪水を安全に流下させるため、橋梁架替や河道掘削、堤防整備と併せて、下水道施設整備や貯留浸透施設の整備を推進する。
【長期】 大規模な浸水被害から人命や資産を守るため、高規格堤防整備や流出抑制策を実施し、流域全体の安全度向上を図る。

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	堤防整備、河道掘削、橋梁架替等	大阪府、大阪市 淀川河川事務所		なんば線橋梁架替完成 (淀川河川事務所)	
	地震・津波、高潮対策	大阪府、大阪市 淀川河川事務所	水門強靱化完成(大阪市)		3大水門改築完成 (大阪府)
	ダム建設	大阪府	安威川ダム完成 (大阪府)		
	砂防事業、森林整備・保全	大阪府、高槻市、枚方市			
	雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化	大阪府、大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、柏原市、藤井寺市、東大阪市、島本町 等		大隅十八条幹線・此花下水処理場ポンプ場完成(大阪市)・楠葉排水区雨水貯留管等整備完成(枚方市) 中の島・片山区雨水レベルアップ整備完成(吹田市)・新岸田堂幹線完成(東大阪市) JR高槻駅北雨水貯留施設整備完成(高槻市)	
	排水施設整備、改修、修繕	大阪府、大阪市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、門真市、東大阪市 等	高宮ポンプ場整備完成 (寝屋川市)	門真守口増補幹線完成(大阪府) 川俣処理区合流管渠整備(柏原西排水区)完成(柏原市) 山崎雨水幹線完成(島本町)	
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画・居住誘導	高槻市、枚方市 等	居住誘導区域見直し及び防災指針策定 (高槻市)		
	家屋の耐水化啓発	高槻市 等			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難確保計画策定支援	大阪市、高槻市、枚方市、摂津市 等	要配慮者利用施設の避難確保計画策定 (枚方市内の施設)		
	ハザードマップ作成、防災教育、避難訓練 等	大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、島本町 等	SOS避難メソッド等を掲載した防災ブック作成 (摂津市)		
	防災気象情報の改善	大阪管区气象台			
	広域アクションプラン(ゲリラ豪雨対策)	環境省、大阪府 等	アクションプラン策定		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）。

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

財政措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

【参考】対象事業（例）

○小規模河川の護岸改修



○山腹斜面の法面对策



○ため池の堤体補強工事



事務連絡
令和3年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修

○ 普通河川に係る河川改修

○ 雨水貯留浸透施設の整備

- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m³未満の容量の溜め池の整備

○ 二線堤の築造

- ・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造

イ ダムに関する事業

○ ダムに係る改良等

- ・ 総事業費が概ね 10 億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等

- ・ 総事業費が概ね 4 億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

- ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満のダム直下の河道改良工事等

- ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満の貯砂ダム等の設置工事等

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中（令和 3 年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和 4 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

- ・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
 - ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- イ ダムに関する事業
- ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- (3) 財政措置
- 充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4) 事業期間
- 令和3年度から令和7年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を經由して行う。

（お問合せ先）

<事業の実施に関すること>

（河川に係る事業（ダム事業を除く））

国土交通省水管理・国土保全局治水課
課長補佐 内田、流域治水企画係長 片淵
TEL:03-5253-8455（内線 35583）

（ダム事業）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
課長補佐 小平、ダム管理係長 中久木
TEL:03-5253-8449（内線 35492、35494）

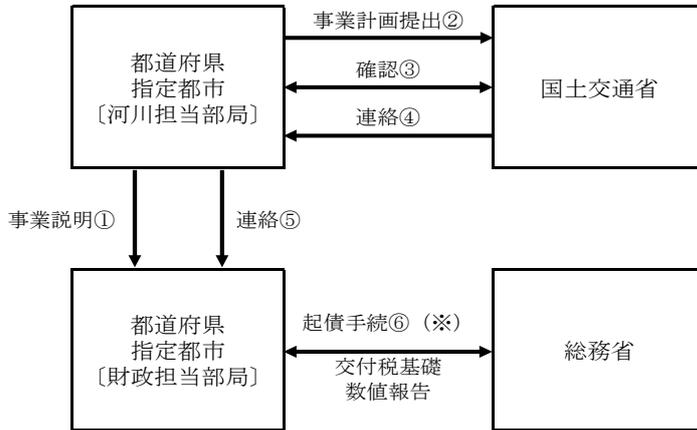
<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局地方債課 三井
TEL:03-5253-5629（直通）

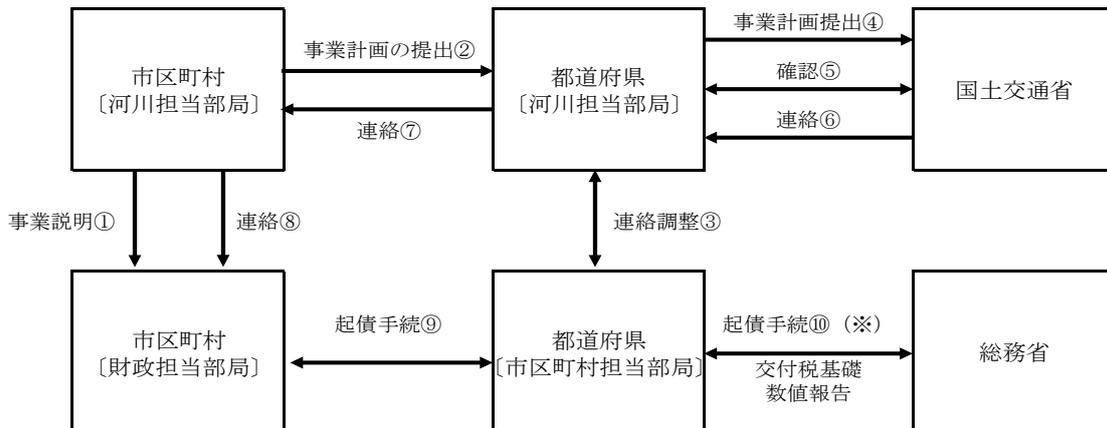
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手續

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※ 1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※ 2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※ 3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

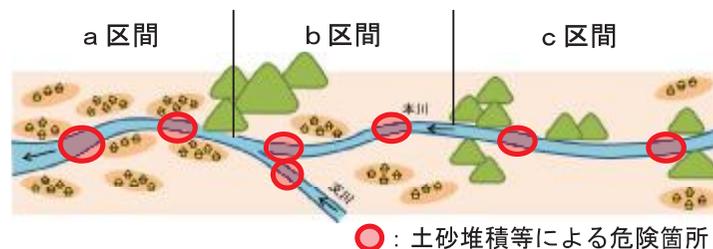
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
 - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
 - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

緊急浚渫推進事業の対象事業について

各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

【各分野共通の取扱い】

- 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用（設計費を含む）、付帯工事費（仮設道路の設置等）、土砂等の運搬・処理費
- 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画（仮称）」の策定でも可（都道府県（指定都市）は計画期間内に個別計画の策定・改定が必要）
- 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける（又は「堆積土砂管理計画」（仮称）を策定する）前に着手した浚渫も対象（令和2年度中の位置付け（又は策定）が必要）

分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準（実施箇所・目標の設定の考え方）
河川	<p>【都道府県・指定都市】（一級・二級河川） 河川維持管理計画</p> <p>【市町村】（準用河川・普通河川） 堆積土砂管理計画（仮称）</p> <p>※ 河川維持管理計画の策定は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分 ▪ 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け（例：「重点」「優先」）し、河道の流下能力等の確保のための目標（例：堆積土砂率）を設定
ダム	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 洪水調節容量の余裕（20%等）に対する堆砂率が概ね15%以上の堆積土砂が存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を概ね15%未満にすることを目標として設定
砂防	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 砂防設備（砂防堰堤や溪流保全工等）について、保全対象（人家、公共施設等）や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分 ▪ 設備区分や堆積土砂率等に応じ、実施箇所を優先順位付け（例：「重点」「優先」）し、計画捕捉量等の確保のための目標（例：堆積土砂率）を設定
治山	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 山地災害危険地区（※）に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定 <p style="text-align: right;">※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害の恐れがある地区</p>

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）について

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（平成31年度から橋梁、都市公園施設等を追加。事業期間は、平成29～33年度の5か年）。

対象事業

【公共用建築物】

- ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設】

- ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下等の事業）

（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）
（下線部分を平成31年度から拡充）

財政措置

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【参考】対象事業（例）

○道路（舗装の表層に係る補修）



○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



**「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」
（流域治水関連法案）を閣議決定**

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

2. 改正案の概要**（1）流域治水の計画・体制の強化**

- ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

（2）氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援 等

（3）被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進 等

（4）被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大 等

【問い合わせ先】

- 水管理・国土保全局水政課 米田、山田狩、降旗
代表番号 03-5253-8111（内線：35-228）
直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601
- 都市局都市計画課 安江、船岡
代表番号 03-5253-8111（内線：32-624）
直通番号 03-5253-8409 FAX番号 03-5253-1590

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算
 (20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み **「流域治水関連法案」** を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - ー 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - ー 協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、確実に実施



2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - ー **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の**創設**(※予算・税制)
 - ー **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - ー 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - ー **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - ー **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有する**グリーンインフラ**として活用
 - ー **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - ー **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - ー **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
 - ー **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

次期（令和4年度以降）協議会に向けた今年度のスケジュール（案）

資料9

- 概ね5年間（H30～R3）で実施する防災・減災に係る取組みが令和3年度で終了
- 令和3年度中に、令和4年度以降の取組み方針・具体的な取組み事項と目標等を協議・検討
 - ⦿ 令和3年度までに達成された項目・達成が遅れている項目の整理、各構成員への意見照会の実施

令和3年度	作業内容
4月下旬	令和3年度 行政WG
5月	令和3年度 水防災連絡協議会 ⇒ 令和2年度末時点の取組状況の確認
6月～10月	R3年度中の概ねの取組状況を確認・整理（R4以降の具体的な取組の抽出）【事務局】
11月	中間行政WG ・概ね5年間（H30～R3）の取組内容の達成状況の確認（R4以降の具体的な取組の抽出） ・R4年度以降の取組内容（素案）確認
12月	素案に対する構成員への意見照会
1月～3月	R4年度以降の取組内容（案）とりまとめ・作成
令和4年度5月	水防災連絡協議会での承認を経て、R4年度以降の取組み内容決定

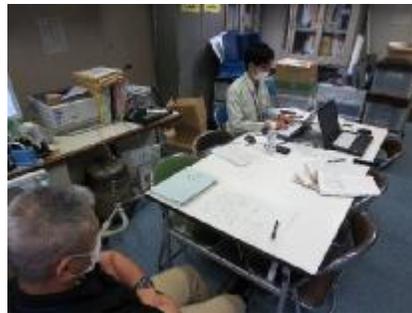
防災・減災に関する取組紹介について

- 大規模水害に備える減災のための取組として、庁内各部局ごとのアクションを明確にした守口市版寝屋川流域大規模水害タイムラインを策定。住民への避難情報の伝達、円滑かつ迅速な避難のための具体的な行動マニュアルを作成し、庁内各部局に周知をした。
- 自助・共助の取組みのための基本的な防災情報であるハザードマップを更新し、最新の浸水想定等や、誰にでもわかりやすい減災のための情報の普及を図る。

枚方市 【情報連携訓練について】

■2020年6月30日 枚方市 情報連携訓練

時 間	項 目	内 容
9:00~10:00	訓練準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練準備（防災GP主体で実施） ・ 第4委員会室を使用した事務局の開設 ・ PC、電話、プリンター等の設定
10:00~11:30	情報連携訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設の「避難確保計画」に基づく安全確保措置 ・ 要配慮者利用施設を所管する部局による安全確保措置状況の把握
12:00~13:00	休憩及び訓練準備	
13:00~14:00	情報連携訓練（PM訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水位上昇に伴う関係機関の情報連携（ホットライン、洪水警報の伝達等） ・ 消防団によるパトロール（結果報告） ・ 消防組合によるドローン映像の共有
14:00~15:00	撤 収	



⇐ 穂谷川氾濫を想定した避難勧告等発令の様子



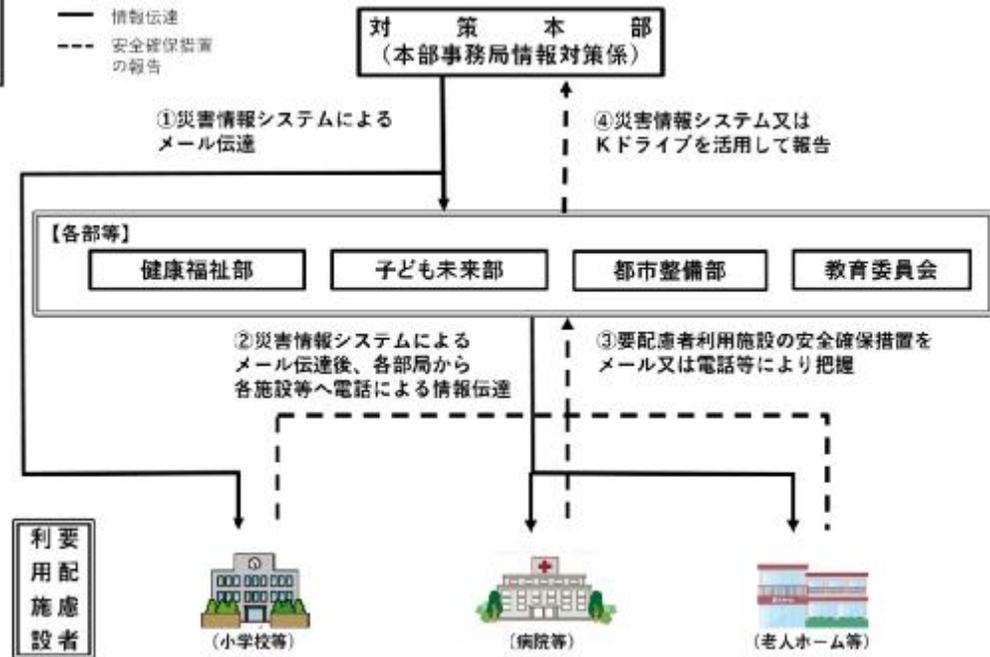
⇨ 要配慮者施設管理者と各部局との調整の様子

●目的

要配慮者利用施設が作成した避難確保計画の実効性の確認をするとともに、要配慮者施設を管轄する各部と災害対策本部との連携を図る。

●想定及び訓練の場面

穂谷川の氾濫を想定し、大雨警報等気象予警報発表から避難勧告等発令までの間における市と各施設管理者等との情報共有並びに、各施設の避難確保計画に基づく安全確保措置把握までを含めた訓練を実施する。



四條畷市 【風水害タイムラインについて】

- ・大阪府河川室、寝屋川水系改修工営所および枚方土木事務所の協力を得て、令和2年2月に四條畷市風水害タイムラインの庁内検討会を始めました。部局長、課長級等を対象に大阪府様からタイムラインとは何か、寝屋川流域の特徴、タイムライン作成の進め方を講義いただきました。
- ・本市は水害と土砂災害を併せたタイムラインを検討しました。
- ・各災害対策班で行動時期を調整することに加え、他の班と行動時期をすり合わせる必要性を、検討会で再認識できました。
- ・地域防災計画に記載している内容が主な行動となりますが、タイムラインとして見える化をすると主な行動に対してどのようなアプローチが必要か、を考える機会になり職員の災害意識の向上につながったと考えています。



交野市 【総合防災マップの更新について】



- | | |
|-------------------|---|
| 平成29年3月 | 総合防災マップを作成
(土砂災害ハザードマップ) |
| 平成31年3月
令和2年3月 | 市で内水浸水想定(既往最大)
府が洪水浸水想定公表(想定最大) |
| 令和2年9月 | 総合防災マップ更新
(外水・内水・土砂災害ハザードマップ)
約3万2000戸に全戸配布 |

【本編】**○ 用語の定義（第1章第2節ほか）****○用語の統一**

- ・水位情報周知河川、海岸 → 水位周知河川、海岸

○高潮浸水想定区域の追加**○ 津波時の府の体制確保に関する記述の追加（第4章第1節）**

- 水門等の津波防御施設の迅速な操作及び操作に伴う交通規制を実施するため、別途定める「大阪府水門等緊急操作員の指名等に関する要綱」に基づき、水門等緊急操作員に指名された職員による水門等閉鎖体制を明記。

○ 津波防ぎよ時の非常配備体制の確立（第5章第2節）

- 活動可能時間確認のための情報収取・伝達体制の記述を整理
- 活動可能時間が確保できない場合の退避優先を明記
- 活動可能時間に関する図を改善

○ 水防警報(府知事指定河川)発表の時期の変更（第5章第7節）

- 基準水位への到達に加えて、「なお上昇のおそれがあるとき」を発表基準に追加。

令和3年度版大阪府水防計画 改定の概要

【本編】

○ 洪水浸水想定区域の指定に伴う変更の反映(第5章第5節、第7節)

○水位周知河川の水位到達情報通知先及び水防警報通知先の見直しを反映

○ 水防施設及び資器材の整備 (第7章第1節、第2節)

○水防倉庫の面積基準(50m²)を削除

○資器材の整備基準の品目を、実状に則した内容に整理

○ 洪水浸水想定区域の指定状況の情報を更新 (第17章第1節)

○想定最大規模の浸水想定区域指定に対応した情報に更新

(余野川、箕面川、千里川、石津川、春木川、津田川、近木川、見出川、
檜井川、男里川)

○ 高潮浸水想定区域図の指定状況の情報を更新 (第17章第2節)

○ 水防協議会運営要綱を追加

○書面開催について定めた要綱(令和2年4月制定)を追加

令和3年度版大阪府水防計画 改定の概要

【資料編】

○ 防潮施設における津波に対する閉鎖基準を追加

○第4表 重要防潮水門等

○第5表 重要防潮扉

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

別添1

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

2) 個別避難計画 (仮称) (※) の作成

※ 避難行動要支援者 (高齢者、障害者等) ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿 (平成25年に作成義務化) は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者 (65歳以上) が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約12%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約50%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難 (広域避難) させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 (※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

閣議決定：令和3年3月5日

施行期日：公布から1ヶ月以内の政令で定める日

防災気象情報の伝え方の改善策と取組

* 本資料に記載している内容について不明な点等ございましたら、大阪管区気象台予報課までお問合せください。

必要であれば訪問等により解説を行うこともできますので、よろしくお願いします。

2021年 5月
大阪管区気象台

はじめに 「防災気象情報の伝え方の改善策と推進すべき取組」

気象庁は、「防災気象情報の伝え方に関する検討会」を開催し、防災気象情報の伝え方について課題を整理し、これを受けて、気象庁は毎年度、様々な改善を行っています。

令和2年度は、令和2年7月豪雨や令和2年台風第**10**号での新たな課題を踏まえて、今後の改善策及び中長期的に検討すべき事項についてとりまとめました。（令和3年4月**28**日）

今回は、令和2年度に実施した防災気象情報の改善事項と令和3年度に実施する取組についてお知らせします。

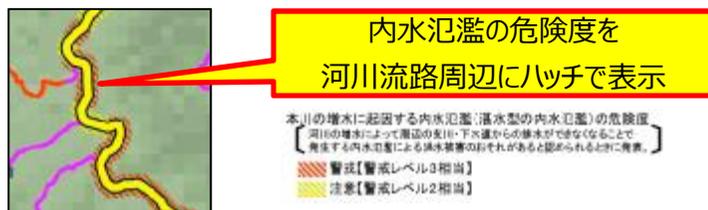
*「防災気象情報の伝え方に関する検討会」で取りまとめられた以外の改善事項も掲載しています。*すべての改善事項を掲載しているわけではありません。*ここに記載している実施予定日は資料作成時のもので後日変更になることがあります。

令和2年度の防災気象情報の改善の取組 その2

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の表示改善

河川の増水により下流の支川において本川からの逆流による氾濫が発生したが、「危険度分布」で「湛水型の内水氾濫」の危険度を適切に表現できていなかった。

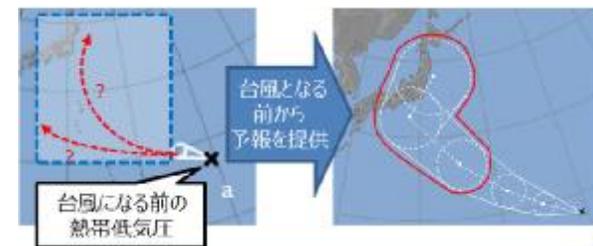
- ü 洪水警報の危険度分布において本川流路にハッチ表示
(令和2年5月～)
- ü 雨が降ってなくても、バックウォーターによる支川氾濫の危険度の高まりについて自治体に連絡 (令和2年6月～)



暴風災害に対する呼びかけ改善

暴風災害に対する強い危機感が、自治体や住民に対して十分に伝わっていなかったのではないかと。

- ü 暴風により起こり得る被害・取るべき行動の解説
(令和2年出水期～)
- ü 台風が発達する見込みの熱帯低気圧の予報を5日先まで延長
(令和2年9月～)



広報強化

- ü 東京消防庁のボウサイ島（あつまれ どうぶつの森）とのコラボ
- ü 気象庁Youtubeに広報用動画掲載



Web講習形式の動画を配信

新型コロナウイルス対策により通常の講習会等開催による周知が厳しいことを踏まえ、Web講習形式の動画で、自治体や気象キャター等を対象に今後の気象庁の取組等について説明を実施し、利活用を促進。

- ü 「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の報告書を受けた今後の気象庁の取組等について説明
(令和2年8月7日より実施)



令和3年度の「防災気象情報の伝え方の改善策と推進すべき取組」

主な取組の紹介

1. キキクル（危険度分布）通知サービスの細分化
2. 記録的短時間大雨情報の改善
3. 警戒レベルと対応した高潮警報等に改善
4. 大雨特別警報の新たな発表指標（土砂災害）
5. 顕著な大雨に関する情報（線状降水帯に関する情報）
6. 降雨や暴風等によって起こりうる災害の解説を一層強化
7. 防災気象情報と警戒レベルとの対応
8. 警戒レベル相当情報の理解の促進

キキクル通知サービスの細分化について

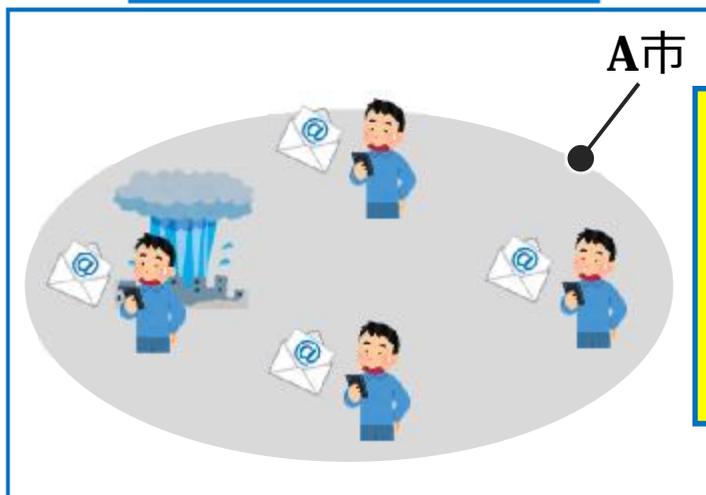
【令和3年6月3日実施予定】

- 住民の自主的な避難の判断によりつながるよう、「危険度分布」の通知サービスについて、政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。（令和3年度出水期前を目途に実施）

改善の方向性（案）

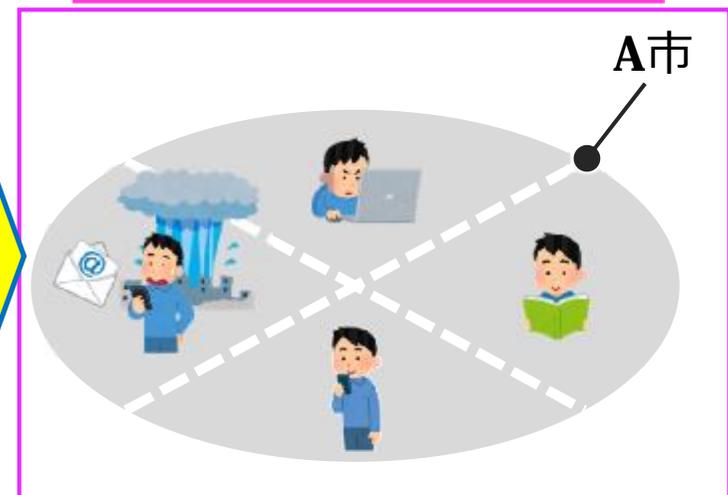
- 危険度通知サービスの通知単位の細分化も含めた検討。 **今回の改善**
 - ü 政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。
 - ü 併せて、1kmメッシュの「危険度分布」そのものを活用した、きめ細かな通知についても促進。
 - ü 市町村における避難勧告の発令単位の検討に気象台も積極的に協力し、準備が整った地域から発令単位等に合わせて市町村をいくつかに分けた通知を開始。（中長期的に検討を進める）

現状



市町村の避難勧告の発令単位等に合わせて市町村をいくつかに分けた通知の提供に向けて検討を進める

改善後のイメージ（案）



記録的短時間大雨情報の改善

【令和3年6月3日実施予定】

- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを伝えることで、どこで災害発生の危険度が高まっているかを「危険度分布」で確認し、自主的な安全確保の判断を促すもの。
- 記録的短時間大雨情報を、当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ発表することで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることを適切に伝えられるように改善。

これまで

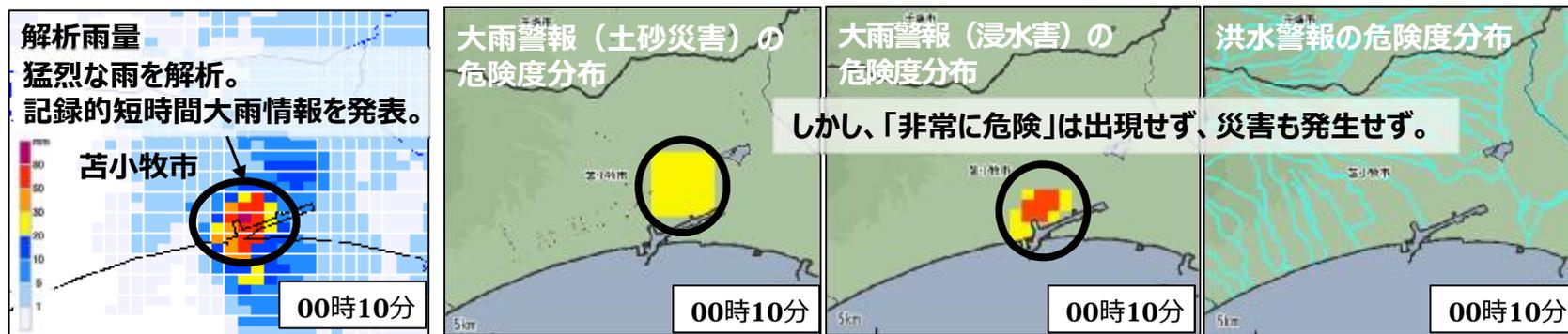
大雨警報を発表中に、記録的短時間大雨情報の基準に到達したときに発表。

災害発生と結びつきが強い情報に改善

改善後

危険度分布で「非常に危険」(警戒レベル4相当)以上が出現し、記録的短時間大雨情報の基準に到達したときにのみ発表する。

令和元年11月12日の胆振地方の例



「危険度分布」の危険度を発表条件に加えることで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることが伝わるように改善。

警戒レベルと対応した高潮警報等に改善

【令和3年6月3日実施予定】

○ 自治体や住民が高潮警報のみで避難が必要とされる警戒レベル4に相当しているかを判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」は高潮警報として発表するよう改善。

- ü 高潮災害からの避難は、潮位が上昇する前に暴風で避難できなくなるため、高潮警報のみでは判断できず、暴風警報も考慮した判断が必要とされている。
- ü 高潮警報のみで、避難勧告（警戒レベル4）を発令する目安に到達しているかどうか判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える注意報」は高潮警報として発表する。

平成30年台風第21号の例

大阪市		今後の推移 (■警報級 □注意報級)									
発表中の警報・注意報等の種別		4日							5日		
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3		
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	0	0	40	70	70	40				
	(浸水害)										
	(土砂災害)										
暴風	風向風速 (矢印・メートル)	陸上	12	14	20	35	35	18	15	12	12
	海上	15	18	25	40	40	23	20	15	15	
波浪	波高 (メートル)	1.5	2	3	4	4	2.5	2.5	1.5	1.5	
	潮位 (メートル)	0.4	0.4	0.8	2.8	2.8	2.2	1.5			

高潮警報のみで避難勧告を発令する目安に到達しているか判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」は、高潮警報（警戒レベル4相当）として発表する。



発表中の警報・注意報等の種別		4日							5日		
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3		
暴風	風向風速 (矢印・メートル)	陸上	12	14	20	35	35	18	15	12	12
	海上	15	18	25	40	40	23	20	15	15	
波浪	波高 (メートル)	1.5	2	3	4	4	2.5	2.5	1.5	1.5	
	潮位 (メートル)	0.4	0.4	0.8	2.8	2.8	2.2	1.5			

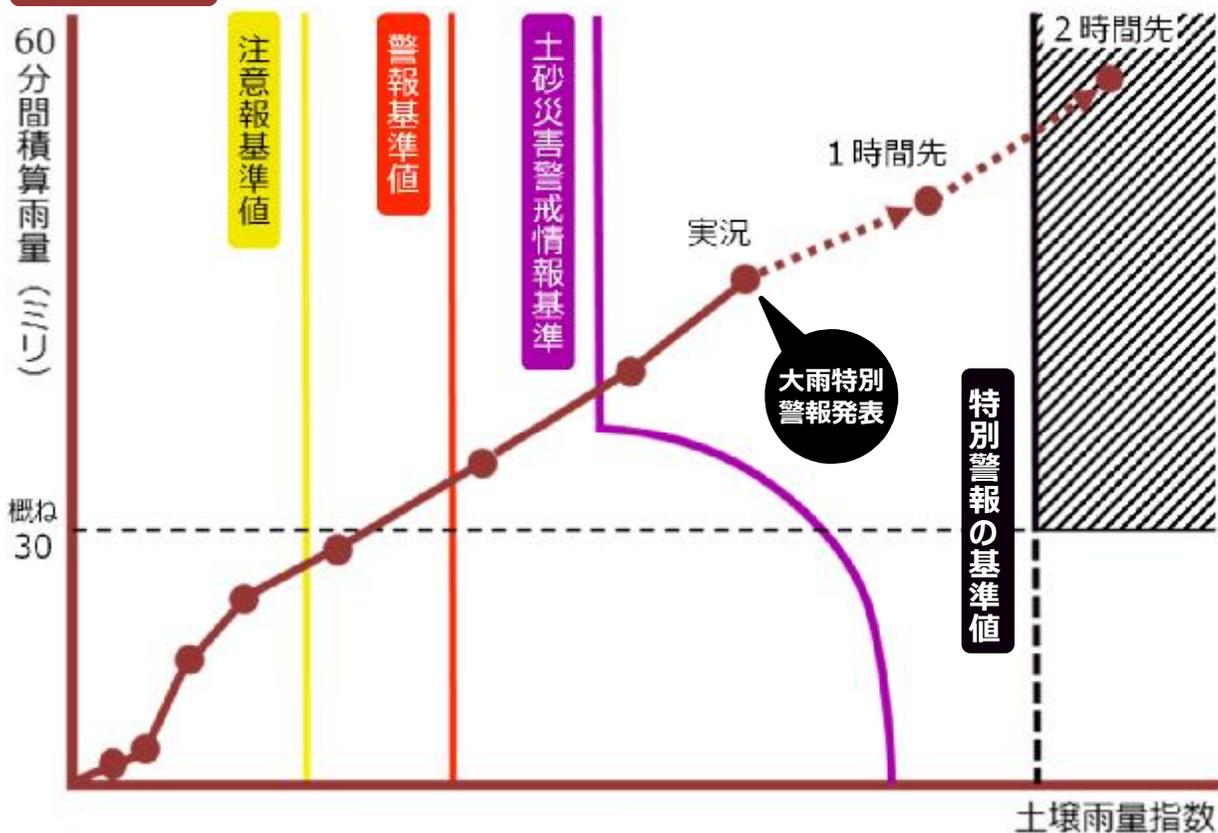


高潮からの避難が必要な状況であることがより明確に伝わるようになり、より安全なタイミングで住民が避難することが可能に。

大雨特別警報の新たな発表指標（土砂災害）

多大な災害が発生した時間帯の指数の値を新たな発表指標における基準値とする。

イメージ図



基準値の設定に用いる災害

土砂災害警戒情報

→集中的に発生する急傾斜地崩壊及び土石流

大雨特別警報（土砂災害）

→多大な被害をもたらす土砂災害（大規模または同時多発的な土石流）

※ 特別警報の基準値は、警報・注意報の基準値と同様、定期的に見直しを検討することとする。

局所的な土砂災害を引き起こす溪流の広さを念頭に、危険度分布のもととなる指数の解析精度等も考慮して概ね10格子とする。

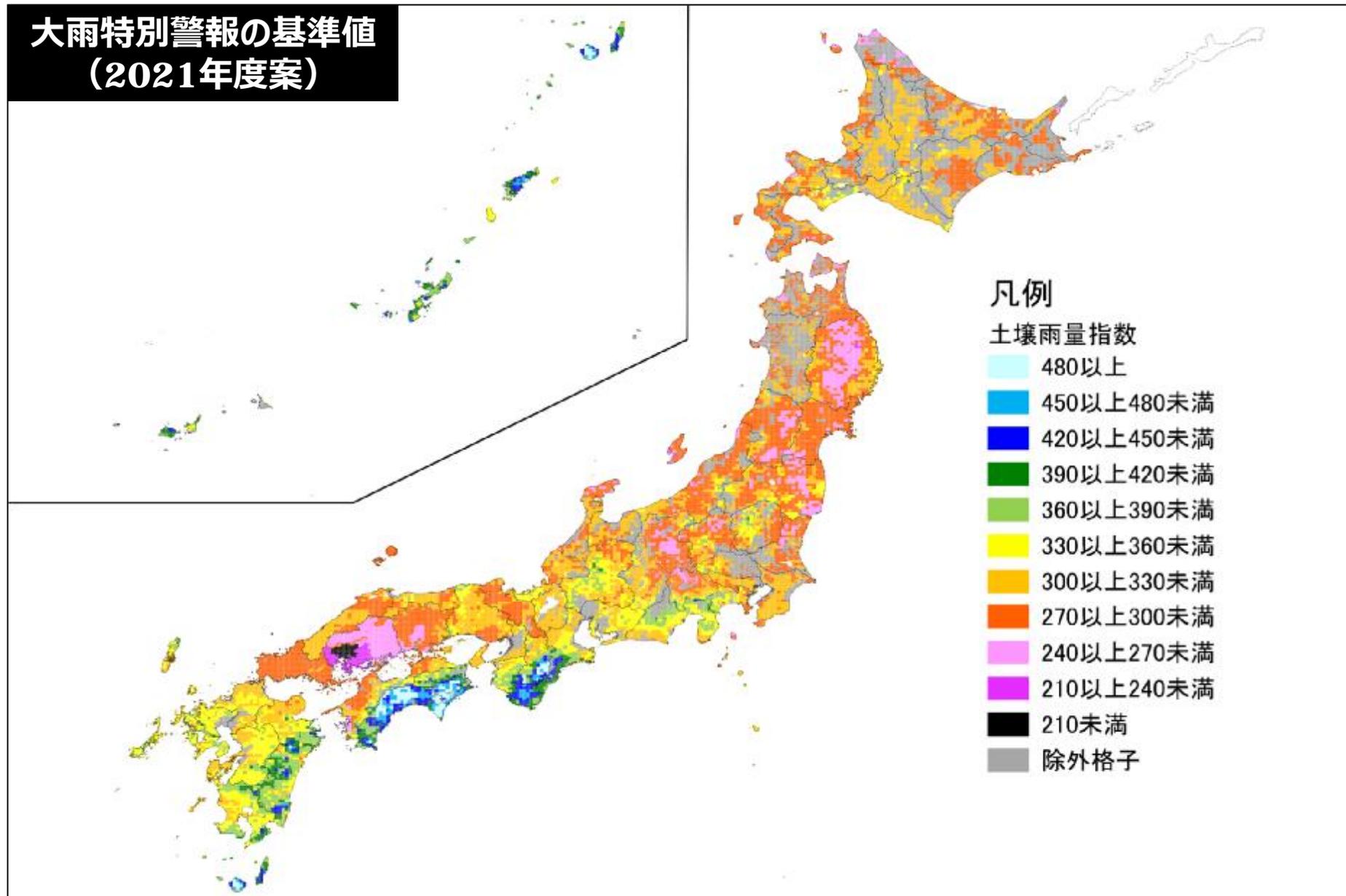
※ 1km格子が10個未満の島も発表対象となり得る（周囲の降雨状況等から総合的に判断）

多大な被害をもたらした現象に相当する基準値を設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、土砂災害発生に関係するような激しい雨※がさらに降り続けると予想される場合、大雨特別警報を発表。

※ 10分間に概ね5ミリ以上（1時間に概ね30ミリ以上）の雨に相当。

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値

大雨特別警報の基準値
(2021年度案)



線状降水帯に関する情報のコンセプト

● 背景 ～なぜ始めるのか～

毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、数多くの甚大な災害が生じています。この線状降水帯による大雨が、災害発生の危険度の高まりにつながるものとして社会に浸透しつつあり、線状降水帯による大雨が発生している場合は、危機感を高めるためにそれを知らせてほしいという要望があります。

● 位置づけ ～情報のコンセプト～

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

※ この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

※ この情報により、報道機関や気象キャスター等が「線状降水帯」というキーワードを用いた解説がしやすくなることが考えられます。既存の気象情報も含めて状況を的確にお伝えすることにより、多くの方々に大雨災害に対する危機感をしっかり持っていただくことを期待します。

線状降水帯に関する情報のイメージ

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

線状降水帯に関する情報を補足する 図情報のイメージ



○ 大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域

※ 「雨雲の動き」(高解像度降水ナウキャスト)の例。

※ 線状降水帯がかかる大河川の下流部では今後危険度が高まる可能性があることにも留意する必要がある旨、ホームページ等に解説を記述する。

○ 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説できるように、顕著な大雨に関する情報の客観的な基準を設定。

※ なお、線状降水帯については専門家の間でも様々な定義が使われている。

顕著な大雨に関する情報の発表基準

1. 【雨量】解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が**100mm**以上の分布域の面積が**500km²**以上
2. 【雨量】1.の形状が線状（長軸・短軸比**2.5**以上）
3. 【雨量】1.の領域内の最大値が**150mm**以上
4. 【危険度】大雨警報(土砂災害)の危険度分布において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合**8割**以上）又は洪水警報の危険度分布において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過
(内閣府SIPと連携して発表基準を検討)

※ 上記1～4すべての条件を満たした場合に発表する。

※ 再度基準を超過したときに情報発表を抑止する期間は3時間とする。

※ 運用開始後も、利用者からの意見も踏まえつつ、必要に応じて発表条件の見直し、精度検証を実施するとともに、情報の意味の周知徹底・利活用促進を図りながら、継続的に情報改善に努める。

(参考) 予報用語における線状降水帯の定義

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ**50～300km**程度、幅**20～50km**程度の強い降水をともなう雨域。

○ 「特別警報級の台風」という表現を使用する場合は、大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう解説を一層強化。

令和2年台風第10号時の暴風による災害の解説例

① 主な災害時に観測された風速と被害写真を例示



令和元年房総半島台風
(経済産業省提供資料)



平成30年台風第21号
(海上保安レポート2019より)



令和元年房総半島台風
(気象庁職員撮影)

② 風速によって起こり得る災害を解説

平均風速 (m/s) おおよその時速	人への影響 走行中の車	屋外・樹木の 様子	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)
20~25 ~約90km/h	何かをかまわずに歩けないと立って歩けず、 飛来物によって負傷するおそれがある。		屋根瓦、屋根葺材が 飛散するものがある。固 定されていないのりば が倒壊、転倒する。	30
25~30 ~約110km/h		細い木の梢折れはかり、 根が揺れている木が 倒れる。看板が落 下・飛散する。道路標 識の傾き。		40
30~35 ~約125km/h			壁の不足から倒壊 の恐れがある。	
35~40 ~約140km/h	走行中の車が横転 する。			
40~ 約140km/h~		多くの電柱の倒壊 する。		

平均風速40メートル以上の表現も記述できないか、「竜巻等突風の強さの評定に関する検討会」でいただいた御意見を踏まえて検討中。

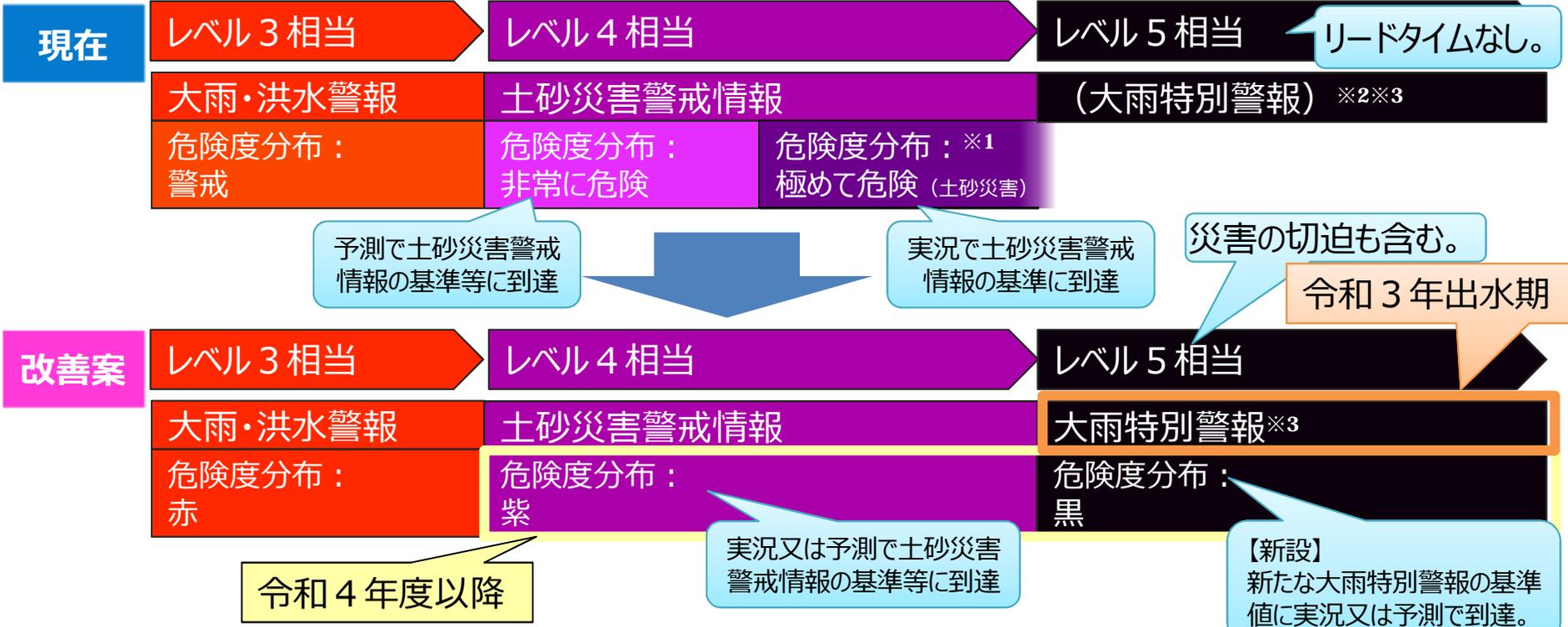
➡ 「特別警報級」の台風接近時に、降雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかをより伝わる資料を充実させる等、解説を一層強化する。

防災気象情報と警戒レベルとの対応

令和3年
出水期

令和4年度
以降

- 警戒レベル5に「災害の切迫」がある状況も含まれることに伴い、引き続き大雨特別警報を警戒レベル5相当として位置付け、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準例として「避難勧告等に関するガイドライン」に記載する。
- 令和4年度以降、新たな大雨特別警報の基準値への到達を示す「危険度分布」の「災害切迫(仮)」(黒)を警戒レベル5相当に位置付けるとともに、警戒レベル4が避難指示に一本化されることを踏まえ、「危険度分布」の警戒レベル4相当も「危険(仮)」(紫)に一本化する。



※1 避難指示（緊急）の発令基準。技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討。

※2 市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

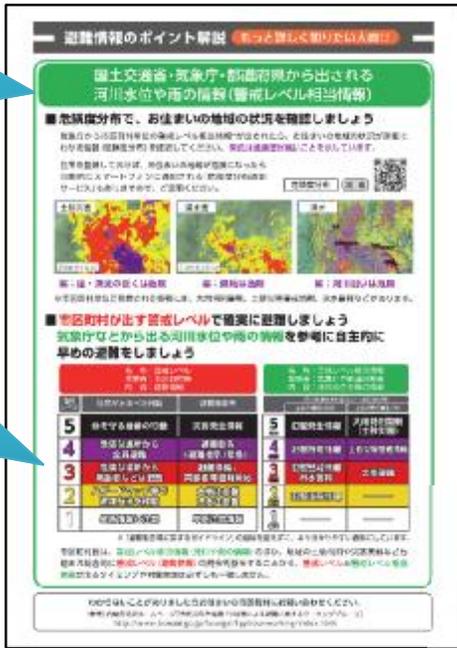
※3 重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い。

〇 市町村単位の警戒レベル相当情報（大雨警報等）が出されたら、地域の状況が災害の種類ごとに詳細に分かる情報（危険度分布、水害リスクライン等）を確認すること、避難情報が発令されていなくても住民が自ら避難行動をとる際の判断の参考としていただきたいことの周知を強化。

避難情報のポイント解説（内閣府）

市町村単位の警報等が発令されたら「危険度分布」で詳細を確認するよう解説。

避難勧告等と防災気象情報の発表タイミングは必ずしも一致しないことも解説。



令和2年台風第10号接近時の防災担当大臣から国民への呼びかけ（令和2年9月4日）

…そして、ご自宅ではなく、避難所や親戚・友人宅等への避難が必要と判断された場合は、避難勧告が出なくても、警報や土砂災害警戒情報の発表を踏まえ、少しでも危険を感じれば、躊躇せずに早めに避難を行ってください。高齢者や障がい者などの要配慮者については、特に避難に時間を要することから、早めの避難をお願いします。

<http://www.bousai.go.jp/r2typhoon10.html>

**台風接近時等
効果的なタイミングで周知を実施**

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の内容については気象庁ホームページで公開しています。
以下のアドレスでご確認ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/tsutaekata/tsutaekata_kentoukai.html